



# 企業財産包括保険 の約款

## 企業財産包括保険普通保険約款 特約

### ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**企業財産包括保険**をご契約いただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、**企業財産包括保険の約款**とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付  
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番  
\*

1 1 0

「フリーダイヤル」  
☎ 0120-119-110

## 特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## 事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

保険金のお支払条件、その他この保険の詳しい内容はご契約の代理店または弊社にお問い合わせください。

## ● 事故受付サービス ●

東京海上日動のサービス体制なら安心です  
—24時間365日のサポート体制—

### 東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番－110番”  
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)  
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

#### ●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。  
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

#### ●火災鑑定人休日急行サービス(休日 午前9時～午後6時)

休日に火災事故が発生した際、鑑定人がお客様を訪問の上、損害の確認を行うサービスです。

## ● 目 次 ●

企業財産包括保険普通保険約款 .....	3
特約	
(正式名称)	(保険証券に表示される略称)
企業財産包括保険自動追加特約 .....	21
特殊包括契約に関する特約	
(企業財産包括保険用) (1敷地内用) .....	特殊包括・企財包1敷地内… 23
商品・製品等に関する追加特約 (1敷地内用) .....	商品・製品等追加1敷地内… 33
特殊包括契約に関する特約	
(企業財産包括保険用) (複数敷地内用) .....	特殊包括・企財包複数敷地内… 35
商品・製品等に関する追加特約 (複数敷地内用) .....	商品・製品等追加複数敷地内… 45
保険の対象の評価に関する追加特約 .....	保険の対象の評価に関する特約… 46
利益損失および営業継続費用の自動補償に関する特約 .....	利益損失・営継費用の自動補償… 49
水災危険不担保特約 .....	水災危険不担保 …… 49
電氣的・機械的事故不担保特約 .....	電氣的機械的事故不担保… 49
その他危険不担保特約 .....	その他危険不担保特約… 50
利益保険金不担保特約 .....	利益保険金不担保 …… 50
営業継続費用保険金不担保特約 .....	営業継続費用保険金不担保… 50
物損害不担保特約 .....	財物損害不担保特約 …… 50
安定化処置費用担保特約 (企業財産包括保険用) .....	安定化処置費用担保特約 …… 50
普火(一般)タイプ特約 .....	普火(一般)タイプ特約 …… 53
普火(工場)タイプ特約 .....	普火(工場)タイプ特約 …… 61
店総タイプ特約 .....	店総タイプ特約 …… 69
付保割合条件付実損払特約 .....	実損払 …… 80
利益保険タイプ特約 .....	利益保険タイプ特約 …… 81
てん補期間の終期に関する特約 .....	てん補期間終期 …… 81
保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口) .....	分割払 …… 82
初回保険料の口座振替に関する特約 .....	初回保険料口座振替 …… 84
分割払契約の第2回保険料の払込期日猶予に関する特約 .....	分割猶予 …… 85
テロ危険不担保特約 .....	テロ危険不担保 …… 85
重大事由解除変更特約 .....	85
共同保険に関する特約 .....	86
代位求償権限定行使特約 .....	86
作業の内容または使用もしくは収容される危険品に変更があった場合の 通知について .....	88

## 【普通保険約款をご覧ください際にご注意いただきたい事項】

普通保険約款の条項の多くは、損害保険金、損害保険金に付随する費用保険金、利益保険金、営業継続費用保険金に共通して適用されます。ただし、以下の1. に掲げる条項は、損害保険金または損害保険金に付随する費用保険金のみ適用され、2. に掲げる条項は、利益保険金または営業継続費用保険金のみ適用されます。

### 1. 損害保険金または損害保険金に付随する費用保険金のみ適用される条項

条 項	掲載ページ
第1条（損害保険金を支払う場合）	3
第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）	3
第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(1)～(4)	7
第9条（損害保険金の支払額）	7
第10条（損害保険金に付随する費用保険金の支払額）	8
第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)～(3)	10
第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）	10
第19条（保険の対象の譲渡）	12
第22条（保険契約の失効）(1)～(2)	12
第24条（保険金額の調整）	12
第31条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）	14
第35条（残存物および盗難品の帰属）	15
第39条（代位）(4)	16
第40条（保険金支払後の保険契約）	17

### 2. 利益保険金または営業継続費用保険金のみ適用される条項

条 項	掲載ページ
第3条（利益保険金を支払う場合）	4
第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）	4
第7条（保険金を支払わない場合—利益保険金または営業継続費用保険金）	7
第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(5)～(6)	7
第11条（利益保険金の支払額）	9
第12条（営業継続費用保険金の支払額）	9
第22条（保険契約の失効）(3)	12

# 企業財産包括保険普通保険約款

## 第1章 補償条項

### 第1条（損害保険金を支払う場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限り、以下(2)において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、別表2に規定する物の損害の額は除きます。

- ① 風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）
  - ② 雹災
  - ③ 雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）
- (3) 当社は、水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災をいいます。）によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (4) 当社は、「電気的事故または機械的事故」によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (5) 当社は、不測かつ突発的な事故（(1)から(4)までの事故を除きます。）によって保険の対象に生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）

(1) 当社は、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

(2) 当社は、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(3) 当社は、次に規定する①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限り、以下の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。）

(4) 当社は、第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、そ

の理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。)

- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
  - ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
  - ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
  - ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
  - ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
  - ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- (5) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内收容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、第5条（保険金を支払わない場合－共通）(2)②の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います（ただし、保険の対象が倉庫物件の場合は、地震火災費用保険金を支払いません。）。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置（門、塀および垣を除きます。以下(5)におい

て同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下(5)において同様とします。）ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを收容する建物またはこれを收容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。）。
- ② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。
- ③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を收容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を收容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

### 第3条（利益保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下「利益損失」といいます。）に対して、この約款に従い、利益保険金を支払います。
- (2) 当社は、不測かつ突発的な事由に起因して、敷地外ユーティリティ設備の機能が停止し、または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信もしくは電話の中継が中断され、または阻害されたために生じた利益損失に対して、この約款に従い、利益保険金を支払います。

### 第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この約款に従い、営業継続費用保険金を支払います。



(2) 当社は、不測かつ突発的な事由に起因して敷地外ユーティリティ設備の機能が停止し、または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継が中断され、または阻害されたために生じた営業継続費用に対して、この約款に従い、営業継続費用保険金を支払います。

#### 第5条（保険金を支払わない場合－共通）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、利益損失または営業継続費用（以下「損害等」といいます。）に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、修理付帯費用保険金、地震火災費用保険金、利益保険金または営業継続費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故（同条(5)に規定する不測かつ突発的な事故のうち、保険の対象または利益保険対象物の盗難が発生した場合を除きます。）の際における保険の対象または利益保険対象物の紛失または盗難
- ④ 当社は、保険の対象または利益保険対象物である車両について、屋外において生じた損害等に対しては、その原因がこの保険契約で補償する事故であると否とを問わず保険金を支払いません。ただし、その車両が屋外にある場合でも、保険証券記載の敷地内にある間に、この保険契約で補償する事故（ただし、車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落または架線障害は除きます。）によって生じた損害に対しては、これを保険の対象として取り扱い、損害保険金を支払います。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害等（これらの事由によって発生した第1条（損害保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害等および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当社は、別表2に規定する物について生じた第1条（損害保険金を支払う場合）(2)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第6条（保険金を支払わない場合－不測かつ突発的な事故）

(1) 当社は、次のいずれかの事由によって生じた第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の事故による損害およびこれらの損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置により生じた損害については、この規定は適用しません。
- ② 保険の対象または利益保険対象物が通常有する性質や性能を欠いていること。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。  
ア、保険契約者または被保険者  
イ、ア、に代わって保険の対象または利益保険対象物を管理する者  
ウ、ア、またはイ、の使用人
- ③ 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反

- ア. 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の使用人
- イ. 保険の対象または利益保険対象物の使用または管理を委託された者
- ウ. イ. の使用人
- ④ 保険の対象または利益保険対象物に対する加工（増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。）、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- ⑤ 詐欺または横領
- ⑥ 紛失または置き忘れ
- ⑦ 保険契約者もしくは被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）もしくは運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。）する車両（その積載物を含みます。）またはこれら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両（その積載物を含みます。）の衝突または接触。ただし、建物に定着した板ガラスに生じた破損の損害については、この規定を適用しません。
- ⑧ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (2) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）(5)に規定する事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害およびこれらの損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の対象または利益保険対象物に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害
- ア. 自然の消耗または劣化（保険の対象または利益保険対象物である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。）
- イ. ボイラースケールの進行
- ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由
- エ. ねずみ食いまたは虫食い等
- ② 保険の対象または利益保険対象物である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害（加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。）
- ③ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害
- ④ 万引き等（万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。以下④において同様とします。）によって保険の対象または利益保険対象物である商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合は、この規定は適用しません。
- ⑤ 第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(2)③に規定する通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害
- ⑥ 第8条(2)④に規定する貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻、その他の美術品の盗難によって生じた損害
- ⑦ 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）
- ⑧ 保険の対象または利益保険対象物の受け渡しの際の過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
- ⑨ 保険の対象または利益保険対象物のうち、楽器について生じた次の損害
- ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
- イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
- ウ. 音色または音質の変化の損害
- ⑩ 保険の対象または利益保険対象物が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象または利益保険対象物に生じたコンタミネ



ーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能または困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。

- ⑪ 保険の対象または利益保険対象物である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害（格落損害）
- ⑫ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象または利益保険対象物である商品・製品等のみが生じた損害（利益損失および営業継続費用については、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合に限ります。）

#### 第7条（保険金を支払わない場合－利益保険金または営業継続費用保険金）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、利益保険金または営業継続費用保険金を支払いません。
  - ① 国または公共団体による法令等の規制
  - ② 利益保険対象物または敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第3条（利益保険金を支払う場合）(2)の利益損失または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）(2)の営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
  - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
  - ③ 労働争議
  - ④ 脅迫行為
  - ⑤ 水源の汚染、渇水、水不足

#### 第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
  - ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
  - ② 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
  - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これら

に類する物

- ④ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑤ 稿本、設計書、図案、鋳型、鑄型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
    - ① 畳、建具その他これらに類する物
    - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
    - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
  - (4) 次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
    - ① 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
    - ② データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
  - (5) この保険契約において、特別の約定がないかぎり、利益保険対象物とは、日本国内に所在する以下のものとします。
    - ① 保険証券記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち被保険者が占有する部分
    - ② 保険証券記載の敷地内に所在する、被保険者が占有する物
    - ③ 保険証券記載の敷地内に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分
    - ④ ①または③に規定するものに隣接するアーケード（屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。以下④において同様とします。）またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物
    - ⑤ ①または③に規定するものへ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
  - (6) 動物または植物は、利益保険対象物には含まれません。

#### 第9条（損害保険金の支払額）

- (1) 当社が第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができ

たときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。

- (3) 保険金額が保険価額以上である場合は、当会社は、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$(1) \text{ および } (2) \text{ の規定による損害の額} - \frac{\text{別表3に規定する免責金額}}{\text{損害保険金の額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\left( \frac{(1) \text{ および } (2) \text{ の規定による損害の額}}{\text{別表3に規定する免責金額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

#### 第10条（損害保険金に付随する費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(1)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\text{第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金} \times (30\%) = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (2) 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (3) 当会社は、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(3)の失火見舞費用

保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、第2条(3)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{第2条(3)②の損害が生じた世帯または法人(以下「被災世帯」といいます。)} \text{ の数} \times \frac{\text{1被災世帯あたり「失火見舞」の支払額(20万円)}}{\text{費用保険金の額}} = \text{費用保険金の額}$$

- (4) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(4)の修理付帯費用保険金として、支払います。

- (5) 当会社は、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(5)の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。）につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- (6) (1)から(4)までの場合において、当会社は、(1)から(4)までの規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保

保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

### 第11条（利益保険金の支払額）

(1) 第3条（利益保険金を支払う場合）に規定する利益損失の額は、1回の事故につき、次の①の喪失利益の額と②の収益減少防止費用の額の合計額とします。

#### ① 喪失利益の額

$$\text{収益減少額} \times \text{保険証券記載の約定てん補率（以下「約定てん補率」といいます。）} = \text{喪失利益の額}$$

ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を、上記算式によって算出した額から差し引くものとしします。

$$\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}} = \text{差し引く額}$$

#### ② 収益減少防止費用の額

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}} = \text{収益減少防止費用の額}$$

ただし、収益減少防止費用の額は、次の算式によって算出した収益減少防止費用の限度額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用の支出により免れた営業収益の減少額} \times \text{約定てん補率} = \text{収益減少防止費用の限度額}$$

(2) 当会社は、(1)に規定する利益損失のうち、次の①または②の属する日の午前0時から24時間以内（以下この条において「免責時間」といいます。）に発生したものに対しては、利益保険金を支払いません。

① 第3条（利益保険金を支払う場合）(1)に規定する利益損失については、第1条（損害保険金を支払う場合）(2)から(5)に規定する事故が発生した時。なお、第1条(1)に規定する事故については、免責時間はありません。

② 第3条(2)に規定する利益損失については、同条(2)に規定する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水の供給または電信もしくは電話の中継が最初に中断され、または阻害

された時

(3) 当会社は、次の①または②の算式によって算出した額を利益保険金として支払います。ただし、その額が別表3に規定する支払限度額を超える場合には、その支払限度額を利益保険金として支払います。

① 利益保険金の保険金額（この保険契約の契約条件明細書記載の利益保険金の保険金額をいいます。以下(3)において同様とします。）が、事故発生直前12か月間の営業収益に約定てん補率を乗じた額の80%に相当する額以上の場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{(1)に規定} \\ \text{する利益} \\ \text{損失の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{別表3に} \\ \text{規定する} \\ \text{免責金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{(2)に規定} \\ \text{する免責時} \\ \text{間に発生} \\ \text{した利益損} \\ \text{失の額} \end{array} = \text{利益保} \\ \text{険金の} \\ \text{支払額}$$

② 利益保険金の保険金額が、事故発生直前12か月間の営業収益に約定てん補率を乗じた額の80%に相当する額より低い場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{(1)に規定} \\ \text{する利益} \\ \text{損失の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{別表3に} \\ \text{規定する} \\ \text{免責金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{(2)に規定す} \\ \text{る免責時間} \\ \text{内に発生した利} \\ \text{益損失の額} \end{array} \times$$

$$\frac{\text{利益保険金の保険金額}}{\text{事故発生直前12} \\ \text{か月間の営業収益}} \times \text{約定てん補率} \times 80\% = \text{利益保} \\ \text{険金の} \\ \text{支払額}$$

(4) 約定てん補率が利益率を超える場合には、約定てん補率を利益率と読み替えて、(1)または(3)に規定する算式を適用します。

(5) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合で、標準営業収益、年間営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況を適切にあらわしていないときは、当会社は、(1)から(4)までの規定による保険金の算出にあたり、標準営業収益、年間営業収益または利益率につき、被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとしします。

### 第12条（営業継続費用保険金の支払額）

当会社は、第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金として、次の

算式によって算出した額を支払います。ただし、次の算式によって算出した額が、別表3に規定する支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を営業継続費用保険金の額とします。

営業継続費用の額 - 別表3に規定する免責金額 = 営業継続費用保険金の額

### 第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表4に規定する支払限度額を超えるときは、当社は、次に規定する額を第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の各費用保険金、第3条（利益保険金を支払う場合）の利益保険金または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表4に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1)の場合において、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(1)の臨時費用保険金および同条(2)の残存物取片づ

け費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害等について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

### 第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第9条（損害保険金の支払額）(3)および(4)ならびに第10条（損害保険金に付随する費用保険金の支払額）(5)の規定を適用します。

## 第2章 基本条項

### 第15条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

### 第16条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害等の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができ



ます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
  - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第27条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等については適用しません。

#### 第17条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象もしくは利益保険対象物または保険の対象もしくは利益保険対象物を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。
- ② 保険の対象もしくは利益保険対象物または保険の対象もしくは利益保険対象物を収容する建物の用途を変更すること。
- ③ 保険の対象または利益保険対象物を他の場所に移転すること。
- ④ 保険の対象もしくは利益保険対象物である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用すること。
- ⑤ ①から④までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。

(2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①、②、④または⑤に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等については適用しません。

#### 第18条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知

先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第19条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第22条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

#### 第20条（保険の対象、利益保険対象物の調査）

- (1) 当社は、いつでも保険の対象および利益保険対象物またはこれらを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象もしくは利益保険対象物を占有する者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

#### 第21条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第22条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約のうち第1条（損害保険金を支払う場合）および第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定は効力を失います。
  - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約の一部が終了したものを除きます。
  - ② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

- (3) 保険契約締結の後、被保険者が営業を廃止した場合には、営業を廃止した時にこの保険契約のうち第3条（利益保険金を支払う場合）および第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の規定は効力を失います。

#### 第23条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第24条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第25条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第26条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
    - A. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反



社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに規定するもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) (1)の規定による解除が第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等の発生した後になされた場合であっても、第27条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払わず、または第34条(損害防止義務および損害防止費用)(2)①から③までに規定する費用(以下(2)において「損害防止費用」といいます。)を負担しません。この場合において、既に保険金を支払い、または損害防止費用を負担していたときは、当会社は、これらの返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。

#### 第27条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第28条(保険料の返還または請求一告知義務・通

#### 知義務等の場合)

- (1) 第16条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第17条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第17条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害等については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保

険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第29条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第21条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約の全部または一部が失効となる場合には、当会社は、失効した部分について、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第30条（保険料の返還—取消しの場合）

第23条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

#### 第31条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

第24条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表5に規定する短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第32条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第16条（告知義務）(2)、第17条（通知義務）(2)、第20条（保険の対象、利益保険対象物の調査）(2)、第26条（重大事由による解除）(1)または第28条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第25条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に規定する短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第33条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象または利益保険対象物について損害等が生じたことを知った場合は、損害等の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象または利益保険対象物について損害等が生じた場合は、当会社は、事故が生

じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに收容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第34条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、保険の対象および利益保険対象物に生じる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（損害保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第5条（保険金を支払わない場合—共通）、第6条（保険金を支払わない場合—不測かつ突発的な事故）または第7条（保険金を支払わない場合—利益保険金または営業継続費用保険金）に規定する事由に該当しないときおよび第15条（保険責任の始期および終期）(3)または第28条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次に規定する費用に限り、これを負担します（第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(5)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。）。ただし、当会社が負担する額は、損害保険金の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。）から第1条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
  - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
  - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した

額を損害の額とみなします。

第1条（損害保 損害の発生および拡大を防止す  
険金を支払う場 び）の事故による損害の額  
合）の事故によ り防止することができた  
る損害の額 と認められる額 = 損害の額

- (4) 第9条（損害保険金の支払額）(4)、第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第13条(1)の規定中「別表4に規定する支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

#### 第35条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第9条（損害保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第1条（損害保険金を支払う場合）(5)の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第9条（損害保険金の支払額）(2)の費用に対する損

害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

#### 第36条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次のいずれかに該当する時から発生し、これを行することができるものとします。
- ① 損害保険金、損害保険金に付随する費用保険金および営業継続費用保険金については、第1条（損害保険金を支払う場合）の事故による損害等が発生した時
  - ② 利益保険金については、てん補期間が終了した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
  - ② 損害等の額の見積書
  - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④ その他当社が第37条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第37条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が第36条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支

払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の額（保険価額を含みます。）および事故と損害等との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に規定する特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に規定する日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
  - ⑤ 損害を受けた保険の対象、利益保険対象物

もしくは損害等の発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象もしくは利益保険対象物が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

- (3) (2)①から⑤までに規定する特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに規定する必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- (5) 第36条（保険金の請求）(1)②の規定にかかわらず、喪失利益が1か月以上生じた場合の利益保険金については、被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当社が承認したときは、収益減少防止費用を除き、毎月末に保険金の内払を行います。

#### 第38条（時効）

保険金請求権は、第36条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第39条（代位）

- (1) 損害等が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害等に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害等の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害等の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるも



のとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人（賃貸契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転賃人および転借人を含みます。以下、(4)において同様とします。）に対して有する権利を、当社が取得したときは、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

#### 第40条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約のうち第1条および第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、第1条（損害保険金を支払う場合）および第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定が終了した場合には、当社は終了した部分について保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

#### 第41条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第42条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第43条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

#### 別表1 用語の定義

企業財産包括保険普通保険約款の用語の定義は、下表によります。

用語	定義
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、復旧期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定する費用は追加費用に含まれないものとします。 (1) 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 (2) 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた利益保険対象物を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。

	(3) 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 (4) 修理付帯費用保険金または収益減少防止費用として支払われる金額	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象または利益保険対象物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益	車両	自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。なお、軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつレールによらず運転する車（そりおよび牛馬を含みます。）であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いす以外のものをいいます。
営業利益	営業収益から営業費用（売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。以下同様とします。）を差し引いた額	収益減少額	事故発生直前12か月のうちでん補期間中に該当する期間の営業収益（標準営業収益といいます。）からでん補期間中の営業収益を差し引いた額
経常費	事故の有無にかかわらず、営業継続のために支出を要する費用	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにでん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額とします。ただし、修理付帯費用保険金として支払われる金額は控除します。
原動機付自転車	125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、および歩行補助車等以外のものをいいます。	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
敷地外ユーティリティ設備	利益保険対象物と配管または配線により接続している次のいずれかに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信もしくは電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線での次のいずれかに該当する事業者の占有するものをいいます。なお、敷地外ユーティリティ設備は、日本国内に所在するものに限り、 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 (4) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者	倉庫物件	倉庫業者が管理する保管貨物または倉庫業者が占有する倉庫建物・保管用屋外タンク・サイロ・倉庫建物内の保管貨物以外の動産をいいます。
		喪失利益	利益保険金が支払われる事故が生じた結果、営業が休止し、または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および担保危険による損害がなかったならば計上することができた営業利益の額
		損害	偶然な事故によって保険の対象または利益保険対象物に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象または利益保険対象



<p>物について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。</p> <p>(1) ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合</p> <p>(2) 第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象または利益保険対象物の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合</p> <p>(3) 第1条に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合</p>	<p>復旧期間 事故が発生した時に始まり、損害を受けた保険の対象または利益保険対象物が復旧された時（ただし、その保険の対象または利益保険対象物を事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、）に終わります。利益保険金または営業継続費用保険金の支払においては、保険金支払の対象となる期間であり、12か月を超えないものとします。</p>
	<p>保険価額 損害が生じた地および時における保険の対象の価額</p>
	<p>利益率 直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により算出した割合  <math display="block">\text{利益率} = (\text{営業利益} + \text{経常費}) / \text{営業収益}</math> ただし、直近の会計年度中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じたときは、次の算式により算出した割合  <math display="block">\text{利益率} = (\text{経常費} - \text{営業損失}) / \text{営業収益}</math></p>

他の保険契約等 この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物もしくは建物以外のものについて締結された第1条（損害保険金を支払う場合）の損害または第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約およびこの保険契約の第3条（利益保険金を支払う場合）の利益損失または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

建物 土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有するものをいいます。ただし、屋外設備・装置を除きます。

てん補期間 保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、てん補期間が約定されている場合は、約定てん補期間を超えないものとし、てん補期間が約定されていない場合は12か月を限度とします。

電氣的事故または機械的的事故 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

別表2 風災・雹災・雪災における除外物件

1. 仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。）およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット（ポールを含みます。）
2. 建築中の屋外設備・装置
3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
4. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
5. 第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(2)②に規定する自動車

別表3 事故種別毎、保険金種類毎に適用される支払限度額と免責金額  
 保険証券に添付される契約条件明細書を参照してください。

別表4 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
1 第1条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金	損害の額から別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）

2	第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(1)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
4	第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(3)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じて得た額
5	第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(4)の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円（他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額
6	第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）(5)の地震火災費用保険金	(1)それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円（他の保険契約等に、限度額が300万円または2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）を超えるとき。  (2)上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保

	除の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。	は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額
7	第3条（利益保険金を支払う場合）の利益保険金	利益損失の額から別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）
8	第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金	営業継続費用から別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）

(注) 他の保険契約等に別表3に規定する免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

別表5 短期料率表  
短期料率は年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間 割合(%)	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで
	10	15	25	35
3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで
	45	55	65	75
8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
	80	85	90	95

## 特約

### 企業財産包括保険自動追加特約

この特約は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に自動的に付帯されます。

#### 第1条（用語の定義－工場物件）

(1) 普通約款およびこれに付帯された特約において、工場物件とは、次の①、②または③の工場敷地内（囲いの有無を問わず、工業上の作業を行う建物または屋外設備・装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されないものとします。）に所在する物件をいいます。

①②および③以外のもので次のいずれかに該当する工業上の作業を行う工場

ア. 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの

イ. 工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの

ウ. 作業人員が常時50人以上のもの

②熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に規定する熱供給事業者（以下「熱供給事業者」といいます。）が事業用として占有する熱発生所

③次のいずれかに該当する電力施設

ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者（以下「電気事業者」といいます。）もしくは卸供給事業者（以下「卸供給事業者」といいます。）または鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（以下「鉄道事業者」といいます。）が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所

イ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの

ウ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの

(2) (1)において、工業上の作業とは、次の①から④までをいい、研究もしくは実験のための

作業、学校もしくは職業訓練所における教科のための作業または生物の飼育、養殖もしくは栽培作業は含まれません。

①製造または加工作業

②機械、器具類の修理または改造作業

③廃棄物の再資源化作業

④その他次のア.からオ.までの作業

ア. 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業

イ. 熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所において行う熱供給作業

ウ. 電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業

エ. 電気事業者、卸供給事業者および鉄道事業者以外の者が、自らの①、②、③、④ア.、④イ.または④オ.の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業

オ. ア. からエ.までの作業に該当しないもののうち、次に規定するもの

a. 動物のと畜または解体作業

b. 蚕種の製造作業

c. 農産物のうち、豆または種子を選別する作業

d. 洗濯業者が行う衣服その他の洗濯作業

e. ガス充てん業者が行うガスの充てん作業

f. 梱包業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業

g. 石油精製工場敷地内以外の敷地内に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業

(3) (1)①において、工業上の作業に使用する電力とは、電気炉、電熱、電気溶接、めっきおよび電気分解等の熱源等に使用する電力をいい、動力用の電力を除きます。

(4) (1)①において、作業人員の計算は次のとおりとします。

①交替制により作業を行う場合は、1労働日（24時間）を通じ最も多い時の人員によります。

②季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員

によります。

- (5) (2)③において、廃棄物の再資源化作業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物ならびに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する使用済物品等および副産物のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るための燃料を含みます。

## 第2条（用語の定義—住宅物件）

- (1) 普通約款およびこれに付帯された特約において、住宅物件とは、工場物件に該当する敷地内以外の敷地内に所在する次に規定する物をいいます。

- ① 居住の用のみに供する建物
- ② ①に規定する建物の門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置
- ③ ①に規定する建物の物置、車庫その他の付属建物

- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)①に規定する建物に家財以外の動産が収容される場合は、その建物ならびにその建物の(1)②および③に規定する物は、住宅物件に該当しません。

- (3) (1)の規定にかかわらず、(1)②および③に規定する物のいずれかまたはすべてに家財以外の動産が収容される場合は、それらが付属していた(1)①に規定する建物ならびにその建物の(1)②および③は住宅物件に該当しません。

## 第3条（用語の定義—一般物件）

普通約款およびこれに付帯された特約において、一般物件とは、工場物件、倉庫物件および住宅物件のいずれにも該当しない物件をいいます。

## 第4条（用語の定義—物件種別）

普通約款およびこれに付帯された特約において、物件種別とは、工場物件、倉庫物件、住宅物件または一般物件の区分をいいます。

## 第5条（保険の対象または利益保険対象物から除外する物件）

- (1) 普通約款およびこれに付帯された特約において、動物または植物は、保険の対象に含まれません。
- (2) 普通約款およびこれに付帯された特約において、次に規定する物は、利益保険対象物に含まれません。

- ① 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- ② データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

## 第6条（冷凍・冷蔵物の損害）

- (1) 保険の対象または利益保険対象物が工場物件または倉庫物件の場合において、冷凍・冷蔵作業を行う工場または冷凍・冷蔵倉庫等の建物内の冷凍・冷蔵物が保険の対象または利益保険対象物であるときは、保険の対象または利益保険対象物である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、当会社は、その原因がこの保険契約で補償する事故であるか否かを問わず、保険金を支払いません。

- (2) 保険の対象または利益保険対象物が一般物件に該当する冷凍・冷蔵物である場合は、保険の対象または利益保険対象物である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害、利益損失または営業継続費用に対し、当会社は、その冷凍・冷蔵物が所在する敷地内での火災による場合に限り保険金を支払います。

## 第7条（火気の禁止）

- (1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象もしくは利益保険対象物である建物（貯蔵用タンク・サイロを含みます。以下(1)において同様とします。）または保険の対象もしくは利益保険対象物を収容する建物のうち、保険証券に添付される明細書に火気禁止条項を適用する旨が記載された物件において、喫煙その他一切の火気、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様にこれらを使用させないものとし、ただし、次に規定するものに使用する場合は電力および動力については除きます。

- ① 荷役用機械（車両を含みます。）およびこれを運転または操作するための電気設備
- ② 照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適当な防護設備があるものに限り、また、
- ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあっては、熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが建物内にない場合に限り、また、



- ④荷扱用車両の充電設備
  - ⑤消防法（昭和23年法律第186号）に規定する消防用設備等
  - ⑥警備業法（昭和47年法律第117号）に規定する警備業務用機械装置
- (2) (1)に違反した場合は、当社は、その事実起因して生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第8条（利益保険金にかかる支払限度額および免責金額の特則）

(1) 保険証券に添付される契約条件明細書3. 利益保険金に関する記載事項の「約定てん補期間」欄に記載がある場合において、利益保険タイプ特約が付帯されないときは、普通約款別表3（保険証券に添付される契約条件明細書5. 支払限度額および免責金額(1)の表をいいます。以下(1)、(3)および(4)において同様とします。）に規定する利益保険金の支払限度額は、次に掲げる額とします。

- ① 普通約款別表3の「第1条(1)（火災、落雷、破裂・爆発）」または「第1条(2)（風災、雹災、雪災）」にかかる支払限度額については、利益保険金の保険金額（保険証券に添付される契約条件明細書3. 利益保険金に関する記載事項の「保険金額」をいいます。以下(1)および(2)において同様とします。）から、普通約款別表3の「第1条(1)（火災、落雷、破裂・爆発）」または「第1条(2)（風災、雹災、雪災）」に規定する免責金額をそれぞれ差し引いた額
- ② 普通約款別表3の「第1条(3)（水災）」、「第1条(4)（電氣的・機械的事故）」または「第1条(5)（上記以外の偶然な事故）」にかかる支払限度額については、利益保険金の保険金額から、普通約款別表3の「第1条(3)（水災）」、「第1条(4)（電氣的・機械的事故）」もしくは「第1条(5)（上記以外の偶然な事故）」に規定する免責金額をそれぞれ差し引いた額または10億円のいずれか低い額
- (2) 保険証券に添付される契約条件明細書3. 利益保険金に関する記載事項の「約定てん補期間」欄に記載がある場合において、利益保険タイプ特約が付帯される場合は、保険証券に添付される契約条件明細書5. 支払限度額および免責金額(2)の表に規定する支払限度額は、利益保険金の保険金額から、同表に規定する免責金額を差し引いた額とします。
- (3) 普通約款第3条（利益保険金を支払う場合）

(2) に規定する利益損失に対して利益保険金を支払う場合は、普通約款第11条（利益保険金の支払額）(3)において適用する支払限度額または免責金額は、普通約款別表3に規定される利益保険金の支払限度額または免責金額のうち、「第1条(1)（火災、落雷、破裂・爆発）」に規定する支払限度額または免責金額とします。

- (4) 普通約款第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）(2)に規定する営業継続費用に対して営業継続費用保険金を支払う場合は、普通約款第12条（営業継続費用保険金の支払額）において適用する支払限度額または免責金額は、普通約款別表3に規定される営業継続費用保険金の支払限度額または免責金額のうち、「第1条(1)（火災、落雷、破裂・爆発）」に規定する支払限度額または免責金額とします。

#### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

◆ご注意 以下に記載してある特約については、保険証券面上の「この契約に適用される特約」欄にその特約の略称が表示されている場合に適用されます。

#### 特殊包括契約に関する特約 (企業財産包括保険用) (1敷地内用)

略称 特殊包括・企財包  
1敷地内

#### 第1条（特約の適用等）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(5)および(6)に規定する利益保険対象物には適用されません。

#### 第2条（保険の対象の範囲）

- (1) 普通約款第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(1)から(4)までの規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。

- ① 建物および屋外設備・装置（以下「建物等」

といえます。)

- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、（以下「設備・什器等」といいます。） 什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）
  - ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
- ①居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの
  - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、運搬車、牽引車または被牽引車
  - ③法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
  - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ①門、塀または垣
  - ②建物等の基礎
  - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
  - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
  - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
  - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
- ①(1)①および②に規定する物件の全部
  - ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
  - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。

- ①住宅のうち、居住の用のみに供する建物（以下「専用住宅」といいます。）の全部。ただし、③に規定する住宅を除きます。
  - ②住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建物（以下「併用住宅」といいます。）の全部。ただし、③に規定する住宅を除きます。
  - ③工場物件に該当する敷地内に所在する専用住宅および併用住宅の全部
  - ④②および③のいずれかまたはすべてに規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは③または(5)①から③までの規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。
- ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置（これらの基礎を含みます。）
  - ②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）
  - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。

### 第3条（保険の対象の価額の評価および通知）

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額を評価額とします。
- (2) この特約において、再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- (3) 商品・製品等が保険の対象である場合には、保険契約者は、保険契約締結時において、直近の会計年度における保険の対象の在庫価額（この保険契約が継続契約である場合には、前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直近1年間の在庫価額）を当会社に通知するものとします。ただし、この保険契約が、商品・



製品等に関する追加特約（1敷地内用）第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)に規定する継続契約である場合には、前契約における同条(2)ただし書の規定による通知をもって当会社に通知されたものとします。

#### 第4条（保険の対象の価額の協定）

(1) 保険契約締結時において、当会社と保険契約者との間で、次の額を保険の対象の価額として協定し、保険契約者は、協定した保険の対象の価額（以下「協定保険価額」といいます。）を保険契約申込書その他の書類に記載するものとします。

① 保険の対象である建物等または設備・什器等については、第3条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)の評価額

② 保険の対象である商品・製品等については、第3条(3)の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した平均在庫価額

(2) 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象（第2条（保険の対象の範囲）(1)③に規定する商品・製品等を除きます。以下(2)から(5)までにおいて同様とします。）に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額（各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第5条（保険金額）において同様とします。）を協定し、または(1)の協定保険価額を修正するものとします。

① 保険契約者が第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合を含みます。）

② 保険の対象である物件が増築または増設された場合（④に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。）

③ 保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合を含みます。）

④ この保険契約において当会社が補償しない事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

(3) 敷地内において、保険の対象を他の場所に移

転した場合（(2)①または③に規定する場合を除きます。）は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 保険期間の中途において、物価の変動または改修（(2)②または③に規定する場合を除きます。）等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

(5) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、(2)①または②の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

#### 第5条（保険金額）

(1) 保険金額は、敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額とします。

(2) 第4条（保険の対象の価額の協定）(2)、(4)または(5)ただし書の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または滅失分を保険金額の増減分として保険金額に加え、または差し引くものとします。

(3) 第4条（保険の対象の価額の協定）(5)に規定する損害が生じたことにより、協定保険価額が減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって保険金額の減額（その損害の額を限度とします。）を請求することができます。

(4) (3)に規定する保険金額の減額が行われない場合において、第4条（保険の対象の価額の協定）(5)ただし書の規定により協定保険価額を修正するときは、(2)の規定にかかわらず、協定保険価額の増加分を保険金額に加えません。ただし、修正された協定保険価額が同条(5)に規定する損害が生じる前の協定保険価額を超えるときは、その超過額を保険金額に加えるものとします。

#### 第6条（保険料の返還または請求）

(1) 第5条（保険金額）(2)から(4)までの場合において、当会社は、同条(2)から(4)までに規定する保険金額の増減分に対し未経過期間に

ついて、明細書記載の方法をもって計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、この特約により当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、この特約により当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。

#### 第8条（損害保険金の支払額）

- (1) 保険の対象について当社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当社は、1回の事故（1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。）につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

第7条(損害保険金を支払うべき損害の額)に規定する損害の額	普通約款別表3に規定する免責金額	=	損害保険金の額
-------------------------------	------------------	---	---------

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額（保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。）の合計額に不足する場合は、当社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。
- (3) (1)および(2)の規定により当社が支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

#### 第9条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が敷地内において新たに第2条（保険の対象の範囲）の規定により保険の対象とすべき物件（同条(1)③および(3)に規定する物を除きます。）を取得した場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、追加物件に該当した場合、第4条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および(5)ただし書の修復が行われた場合を含みます。以下同様とします。）において、その追加物件の価額（各追加物件の再調達価額をいいます。以下同様とします。）が保険契約締結時における保険金額の30%（保険契約締結時の保険金額の30%に相当する金額が50億円を超える場合は50億円とします。以下(3)において「自動補償限度額」といいます。）以下であるときは、当社は、保険契約者が第4条(2)、(5)、第5条（保険金額）(2)、(4)または第6条（保険料の返還または請求）(1)に規定する手続を完了する前であっても、その追加物件を取得した日から、その追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金および損害保険金に付随する費用保険金を支払います。
- (2) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得した場合は、損害が生じた追加物件の価額を協定保険価額とみなして第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）および第8条（損害保険金の支払額）の規定を適用します。
- (3) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額の累計額と新たな追加物件の価額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。
- (4) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得した場合は、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以降の期間に対して明細書記載の方法をもって計算した保険料を保険期間満了時に当社へ払い込むものとします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了前に追加物件にかかわる保険料を払い込んだ場合は、(3)に規定する累計額より保険料の払い込まれた追加物件の価額を差し引いた残額を、(3)に規定する累計額とします。
- (6) 保険契約者が故意もしくは重大な過失によ

って(4)に規定する保険料の払込みを事実上従って行わなかった場合または(4)に規定する保険料の払込みを怠った場合(当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り)は、当社は、(1)の規定による損害保険金および損害保険金に付随する費用保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

#### 第10条 (契約の解除)

保険契約者が第2条(保険の対象の範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

#### 第11条 (保険料の返還または請求)

第10条(契約の解除)または普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

#### 第12条 (他契約の禁止)

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、敷地内に所在する保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。ただし、当社の承認を得た場合は、この規定は適用しません。

#### 第13条 (普火(一般)タイプ特約が付帯される場合の特則)

(1) この保険契約に普火(一般)タイプ特約が付帯される場合は、第2条(保険の対象の範囲)の規定は、次のとおり読み替えます。

##### 「第2条(保険の対象の範囲)

(1) 普火(一般)タイプ特約第4条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書(以下「明細書」といいます。)記載の敷地内(以下「敷地内」といいます。)に所在する一般物件に該当する物件で、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。

- ①建物および屋外設備・装置(以下「建物等」といいます。)
- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、

什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、備品等(以下「設備・什器等」といいます。)

##### ③商品・製品等

(2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。

- ①居住の用に供する建物(以下「住宅」といいます。)で、個人が所有するもの
- ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、運搬車、牽引車または被牽引車
- ③法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

- ①門、塀または垣
- ②建物等の基礎
- ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
- ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ⑥貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。

- ①(1)①および②に規定する物件の全部
- ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
- ③(1)③に規定する物件の全部または一部

(5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。

- ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する

建物（以下「併用住宅」といいます。）の全部

②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に收容される設備・什器等および商品・製品等の全部

(6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは③または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。

①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置（これらの基礎を含みます。）

②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）

③基礎

(7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」

(2) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合は、第4条（保険の対象の価額の協定）、第9条（自動補償）および第10条（契約の解除）の規定中、「第2条」とあるのは、「第13条（普火（一般）タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。

第14条（普火（工場）タイプ特約が付帯される場合の特則）

(1) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合は、第2条（保険の対象の範囲）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険の対象の範囲）

(1) 普火（工場）タイプ特約第4条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在する工場物件に該当する物件で、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。

①建物および屋外設備・装置（以下「建物等」

といいます。）

②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）

③商品・製品等

(2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。

①居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの

②走行範囲が敷地内に限定されない自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、運搬車、牽引車または被牽引車

③法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物

④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①門、塀または垣

②建物等の基礎

③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物

④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物

⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物

⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。

①(1)①および②に規定する物件の全部

②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部

③(1)③に規定する物件の全部または一部

(5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象



から除くことができます。

①工場物件に該当する敷地内に所在する住宅の全部

②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部

(6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは③または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。

①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置（これらの基礎を含みます。）

②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）

③基礎

(7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」

(2) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合は、第4条（保険の対象の価額の協定）、第9条（自動補償）および第10条（契約の解除）の規定中、「第2条」とあるのは、「第14条（普火（工場）タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。

**第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）**

(1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、同特約第2条（保険金を支払う場合）(6)の規定は、次のとおり読み替えます。

「(6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀また

は垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①保険の対象である建物に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

②保険の対象である建物が、床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。）または地盤面（建物が周囲の地面と接する位置をいいます。床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合

③①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。

④保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合」

(2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第2条（保険の対象の範囲）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険の対象の範囲）

(1) 店総タイプ特約第4条（保険の対象の範囲）

(1)から(5)までの規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の敷地内（以下「敷地内」といいます。）に所在する一般物件に該当する物件で、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。

①建物

②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）

③①内収容の商品・製品等

(2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。

①居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの



- ②自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- ③通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ④法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- ⑤データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ①門、塀または垣
- ②建物の基礎
- ③保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
- ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
- ①(1)①および②に規定する物件の全部
- ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
- ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。
- ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建物（以下「併用住宅」といいます。）の全部
- ②①に規定する住宅およびその住宅の物置、車庫その他の付属建物に收容される設備・什器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは④または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。
- ①門、塀または垣（これらの基礎を含みます。）
- ②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）
- ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」
- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第4条（保険の対象の価額の協定）(2)から(4)までの規定は、次のとおり読み替えます。
- 「(2) 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象（第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(2)の規定により読み替えられる第2条（保険の対象の範囲）(1)③に規定する商品・製品等を除きます。以下(2)から(5)までにおいて同様とします。）に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額（各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第5条（保険金額）において同様とします。）を協定し、または(1)の協定保険価額を修正するものとします。
- ①保険契約者が第15条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第15条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合を含みます。）
- ②保険の対象である物件が増築または増設された場合（⑤に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。）
- ③保険の対象である動産の收容場所を建物以外に変更した場合
- ④保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第15条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合を含みます。）
- ⑤この保険契約において当社が補償しない

事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

- (3) 敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合（(2)①、③または④に規定する場合を除きます。）は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとし、
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動または改修（(2)②または④に規定する場合を除きます。）等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとし、
- (4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第4条（保険の対象の価額の協定）(5)の規定中、「(2)」とあるのは、「第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(3)の規定により読み替えられる(2)」と読み替えます。
- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第5条（保険金額）(2)の規定中、「第4条（保険の対象の価額の協定）(2)、(4)または(5)ただし書」とあるのは、「第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(3)の規定により読み替えられる第4条（保険の対象の価額の協定）(2)もしくは(4)または第4条(5)ただし書」と読み替えます。
- (6) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第8条（損害保険金の支払額）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第8条（損害保険金の支払額）」

- (1) 店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当社は、1回の事故（1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。）につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

第7条（損害保険

を支払うべき損害の額）および店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(2)

普通約款別表3に規定する免責金額

$$\text{損害保険金の額} = \text{普通約款別表3に規定する免責金額} - \text{損害保険金の額}$$

に規定する損害の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険

の対象の価額（保険の対象が建物または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。以下この条において同様とします。）の合計額に不足する場合は、当社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。

- (3) 第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(2)の規定により読み替えられる第2条（保険の対象の範囲）(3)④に規定する物を明細書に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (4) 店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (5) 店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器等の協定保険価額の合計額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (6) (1)から(5)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) (1)から(5)までの規定により当社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。
- (8) 当社は、第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(6)①の waters 保険金とし

て、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、損害の生じた保険の対象の協定保険価額に縮小割合（70%）を乗じた額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\begin{array}{r} \text{第7条（損} \\ \text{害保険金を} \\ \text{支払うべき} \\ \text{損害の額）} \\ \text{に規定する} \\ \text{損害の額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{縮小} \\ \text{割合} \\ \text{（70\%）} \end{array} - \begin{array}{r} \text{普通約款} \\ \text{別表3に} \\ \text{規定する} \\ \text{免責金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{水害保険} \\ \text{金の額} \end{array}$$

(9) (8)の規定にかかわらず、損害発生時において、敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(8)に規定する水害保険金の額を削減します。

(10) 当会社は、第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(6)②の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\begin{array}{r} \text{協定保険} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{支払} \\ \text{割合} \\ \text{（10\%）} \end{array} - \begin{array}{r} \text{普通約款} \\ \text{別表3に} \\ \text{規定する} \\ \text{免責金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{水害保険} \\ \text{金の額} \end{array}$$

(11) 当会社は、第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(6)③または④の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\begin{array}{r} \text{協定保険} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{支払} \\ \text{割合} \\ \text{（5\%）} \end{array} - \begin{array}{r} \text{普通約款} \\ \text{別表3に} \\ \text{規定する} \\ \text{免責金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{水害保険} \\ \text{金の額} \end{array}$$

(12) (10)および(11)の規定により、当会社が支払うべき第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(6)②から④までの水害

保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

(13) (8)から(12)までの水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。

(14) (8)から(12)までの規定により当会社が支払う水害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。」

(7) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第9条（自動補償）の規定中、「第2条」とあるのは、「第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(2)の規定により読み替えられる第2条」と、「第4条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および(5)ただし書」とあるのは、「第15条(3)の規定により読み替えられる第4条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および第4条(5)ただし書」と、「第4条(2)、(5)」とあるのは、「第15条(3)の規定により読み替えられる第4条(2)、第4条(5)」と、「第8条」とあるのは、「第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(6)の規定により読み替えられる第8条」と、それぞれ読み替えます。

(8) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第10条（契約の解除）の規定中、「第2条」とあるのは、「第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(2)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。

(9) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第3条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)、第4条（保険の対象の価額の協定）(1)①、第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）(1)および第17条（準用規定）(3)①の規定中「建物等」とあるのは、「建物」と読み替えます。

第16条（再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) この保険契約の保険の対象について、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合において、損害の

額（第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）に規定する損害の額から、1回の事故につき、普通約款別表3に免責金額が規定されている場合は、その免責金額を差し引いた残額をいいます。なお、他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。）が、他の保険契約等によって支払われ、または支払われた保険金または共済金の額の合計額を超えるときは、当社は、普通約款第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)、普火（一般）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)、普火（工場）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)または店総タイプ特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、その超過額を保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、(1)の規定を適用します。
- (3) この特約が適用される場合には、普通約款第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)、普火（一般）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)、普火（工場）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)および店総タイプ特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)の規定は適用しません。

#### 第17条（準用規定）

- (1) この特約が適用される場合は、普通約款第9条（損害保険金の支払額）(3)および(4)、普火（一般）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、普火（工場）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(3)から(7)まで、同特約第6条（損害保険金の支払額－通貨または預貯金証書の盗難の場合）(1)から(4)までならびに同特約第7条（水害保険金の支払額）(2)から(7)までの規定は

適用しません。

- (2) この特約が適用される場合は、普通約款第10条（損害保険金に付随する費用保険金の支払額）(5)および普通約款別表4の規定中「一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」とあるのは、「住宅物件または一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」と読み替えます。
- (3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款、普火（一般）タイプ特約、普火（工場）タイプ特約および店総タイプ特約の規定は、次のとおり読み替えます。
- ① 普通約款別表1に規定する「保険価額」の定義を除き、普通約款、普火（一般）タイプ特約、普火（工場）タイプ特約および店総タイプ特約の規定中「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのは、保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は「保険の対象の再調達価額」と、保険の対象が商品・製品等である場合は「協定保険価額」と、それぞれ読み替えます。
- ② 普通約款第9条（損害保険金の支払額）(3)および(4)、普火（一般）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、普火（工場）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(3)および(4)ならびに同特約第7条（水害保険金の支払額）(2)から(4)までの規定を除き、普通約款、普火（一般）タイプ特約、普火（工場）タイプ特約および店総タイプ特約の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険価額」と読み替えます。

#### 商品・製品等に関する追加特約 (1敷地内用)

略称 商品・製品等追加  
1敷地内

#### 第1条（この特約の適用範囲）

この特約は、この特約が付帯された特殊包括契約に関する特約（企業財産包括保険用）（1敷地内用）（以下「特殊包括特約」といいます。）の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適用されます。

#### 第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）

- (1) 特殊包括特約第4条（保険の対象の価額の協定）(1)②の規定にかかわらず、保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、そ



の変動に伴い協定保険価額は自動的に修正され、協定保険価額の増減分が保険金額に加えられ、または保険金額から差し引かれるものとします。

- (2) 保険期間満了後30日以内に、保険契約者は、保険期間中の下記通知日における保険の対象の在庫価額を当会社に通知しなければなりません。ただし、この保険契約に引き続き、この特約の保険の対象について、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）にこの特約および特殊包括特約を付帯した保険契約（以下「継続契約」といいます。）を締結する場合は、在庫価額の通知は、保険期間満了の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時までに行うものとします。

\* 次の①から③までのうち、保険証券記載の通知日とします。

- ① 保険始期月から10か月間の月末
- ② 保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末
- ③ 保険始期月および始期から6か月目の月末

### 第3条（当会社の帳簿等閲覧権）

- (1) 当社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後2年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を閲覧することができます。
- (2) (1)の閲覧の結果、当社が受領した通知における通知価額の平均（以下「平均通知価額」といいます。）が実際の在庫価額の平均（以下「平均在庫価額」といいます。）に不足していたことが判明した場合は、特殊包括特約第8条（損害保険金の支払額）の損害の額（免責金額を適用する前の金額をいいます。）を算出する際、商品・製品等の損害の額を平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。
- (3) (2)の場合において、当社が既に損害保険金を支払っていた場合には、保険契約者または被保険者は、(2)により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当会社に返還するものとします。

### 第4条（保険料の精算）

- (1) 第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）の通知に基づき計算した平均通知価額に所

定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。

- (2) (1)の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約または共済契約（以下「普通の保険契約等」といいます。）で当会社の承認を得たものがある場合には、その普通の保険契約等が有効に存在する通知日の通知価額からその普通の保険契約等の保険金額を差し引きます。ただし、通知価額を超えては差し引きません。
- (3) 当社が特殊包括特約第8条（損害保険金の支払額）の規定（この保険契約に店総タイプ特約が付帯されている場合は、特殊包括特約第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(6)の規定により読み替えられる特殊包括特約第8条の規定をいいます。）によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額（(2)の規定が適用される場合には、通知価額から普通の保険契約等の保険金額を差し引いた残額とします。）に支払った損害保険金の額（損害保険金の支払が2回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、(1)の平均通知価額を算出します。
- (4) 当社は、(1)から(3)による確定保険料と特殊包括特約第4条（保険の対象の価額の協定）(1)②に規定する平均在庫価額に所定の保険料率を乗じて得た額（以下「暫定保険料」といいます。）との差額を返還または請求します。
- (5) (4)の暫定保険料は、保険期間の途中において、当社が收受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

### 第5条（精算の省略）

保険期間満了時に、この特約の保険の対象について、継続契約を締結する場合は、第4条（保険料の精算）の精算は行いません。ただし、継続契約の保険期間が1年未満の場合は、同条の精算を行います。また、保険契約者が、継続契約を保険期間の途中で解除した場合は、同条の精算を行った後の保険料に対して普通約款第32条（保険料の返還—解除の場合）の規定を適用します。

## 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 特殊包括契約に関する特約 (企業財産包括保険用) (複数敷地内用)

略称 特殊包括・企財包  
複数敷地内

#### 第1条（特約の適用等）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(5)および(6)に規定する利益保険対象物には適用されません。

#### 第2条（保険の対象の範囲）

- (1) 普通約款第8条（保険の対象、利益保険対象物の範囲）(1)から(4)までの規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する物件のうち、保険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。
  - ①建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
  - ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）
  - ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
  - ①居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの
  - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、運搬車、牽引車または被牽引車
  - ③法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
  - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
  - ①門、塀または垣
  - ②建物等の基礎
  - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリー

ト水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物

- ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
  - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
  - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
    - ①(1)①および②に規定する物件の全部
    - ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
    - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
  - (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。
    - ①住宅のうち、居住の用のみに供する建物（以下「専用住宅」といいます。）の全部。ただし、③に規定する住宅を除きます。
    - ②住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建物（以下「併用住宅」といいます。）の全部。ただし、③に規定する住宅を除きます。
    - ③工場物件に該当する敷地内に所在する専用住宅および併用住宅の全部
    - ④②および③のいずれかまたはすべてに規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部
  - (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは③または(5)①から③までの規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。
    - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置（これらの基礎を含みます。）
    - ②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）
    - ③基礎
  - (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する

物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。

### 第3条（明細書の記載）

保険契約者は、保険契約締結時において、第2条（保険の対象の範囲）の規定による保険の対象が所在する敷地内について、明細書に敷地内の名称および所在地を記載するものとします。

### 第4条（保険の対象の価額の評価および通知）

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額を評価額とします。
- (2) この特約において、再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- (3) 商品・製品等が保険の対象である場合には、保険契約者は、保険契約締結時において、直近の会計年度における保険の対象の在庫価額（この保険契約が継続契約である場合には、前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直近1年間の在庫価額）を当会社に通知するものとします。ただし、この保険契約が、商品・製品等に関する追加特約（複数敷地内用）第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)に規定する継続契約である場合には、前契約における同条(2)ただし書の規定による通知をもって当会社に通知されたものとします。

### 第5条（保険の対象の価額の協定）

- (1) 保険契約締結時において、当会社と保険契約者との間で、次の額を保険の対象の価額として協定し、保険契約者は、協定した保険の対象の価額（以下「協定保険価額」といいます。）を保険契約申込書その他の書類に記載するものとします。
  - ① 保険の対象である建物等または設備・什器等については、第4条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)の評価額
  - ② 保険の対象である商品・製品等については、第4条(3)の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した平均在庫価額
- (2) 保険契約締結の後、一つの敷地内（明細書記

載の敷地内に限ります。以下(2)および(3)において同様とします。)において保険の対象（第2条（保険の対象の範囲）(1)③に規定する商品・製品等を除きます。以下(2)から(6)までにおいて同様とします。)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額（各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第6条（保険金額）において同様とします。）を協定し、または(1)の協定保険価額を修正するものとします。

- ① 保険契約者が第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内へ他の敷地内から保険の対象を移転した場合を含みます。）
- ② 保険の対象である物件が増築または増設された場合（④に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。）
- ③ 保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内から他の敷地内へ保険の対象を移転した場合を含みます。）
- ④ この保険契約において当会社が補償しない事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合
- (3) 同一敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合（(2)①または③に規定する場合を除きます。）は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動または改修（(2)②または③に規定する場合を除きます。）等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。
- (5) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、

(2)①または②の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

- (6) 保険契約締結の後、保険契約者が明細書に記載のない敷地内（明細書記載の条件に該当するものに限ります。以下「追加敷地内」といいます。）において、新たに第2条（保険の対象の範囲）の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および追加敷地内へ保険の対象を移転した場合を含みます。）は、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額を協定するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称および所在地を記載するものとします。

#### 第6条（保険金額）

- (1) 保険金額は、明細書記載の敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額とします。
- (2) 第5条（保険の対象の価額の協定）(2)、(4)、(5)ただし書または(6)の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分を保険金額の増減分として保険金額に加え、または差し引くものとします。
- (3) 第5条（保険の対象の価額の協定）(5)に規定する損害が生じたことにより、協定保険価額が減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって保険金額の減額（その損害の額を限度とします。）を請求することができます。
- (4) (3)に規定する保険金額の減額が行われない場合において、第5条（保険の対象の価額の協定）(5)ただし書の規定により協定保険価額を修正するときは、(2)の規定にかかわらず、協定保険価額の増加分を保険金額に加えません。ただし、修正された協定保険価額が同条(5)に規定する損害が生じる前の協定保険価額を超えるときは、その超過額を保険金額に加えるものとします。

#### 第7条（保険料の返還または請求）

- (1) 第6条（保険金額）(2)から(4)までの場合において、当会社は、同条(2)から(4)までに規定する保険金額の増減分に対し未經過期間に

ついて、明細書記載の方法をもって計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。

#### 第9条（損害保険金の支払額）

- (1) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、1回の事故（1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。）につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

#### 第8条（損害保険

金を支払うべき	普通約款別	損害保険
損害の額	— 表3に規定す	金の額
する損害の額	る免責金額	

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額（保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。）の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。
- (3) (1)および(2)の規定により当会社が支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。



## 第10条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が明細書記載の敷地内または追加敷地内において新たに第2条（保険の対象の範囲）の規定により保険の対象とすべき物件（同条(1)③および(3)に規定する物を除きます。以下「追加物件」といいます。）を取得した場合（物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、追加物件に該当した場合、明細書記載の敷地内または追加敷地内へ保険の対象を移転した場合、第5条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および(5)ただし書の修復が行われた場合を含みます。以下同様とします。）において、その追加物件の価額（各追加物件の再調達価額をいいます。以下同様とします。）が保険契約締結時における保険金額の30%（保険契約締結時の保険金額の30%に相当する金額が50億円を超える場合は50億円とします。以下(3)において「自動補償限度額」といいます。）以下であるときは、当社は、保険契約者が第5条(2)、(5)、(6)、第6条（保険金額）(2)、(4)または第7条（保険料の返還または請求）(1)に規定する手続を完了する前であっても、その追加物件を取得した日から、その追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金および損害保険金に付随する費用保険金を支払います。
- (2) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得した場合は、損害が生じた追加物件の価額を協定保険価額とみなして第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）および第9条（損害保険金の支払額）の規定を適用します。
- (3) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額の累計額と新たな追加物件の価額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。
- (4) 保険契約者が(1)に規定する追加物件を取得した場合は、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以降の期間に対して明細書記載の方法をもって計算した保険料を保険期間満了時に当会社へ払い込むものとします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了前に追加物件にかかわる保険料を払い込んだ場合は、(3)に規定する累計額より保険料の払い込まれた追加物件の価額を差し引い

た残額を、(3)に規定する累計額とします。

- (6) 保険契約者が故意もしくは重大な過失によって(4)に規定する保険料の払込みを事実上従って行わなかった場合または(4)に規定する保険料の払込みを怠った場合（当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、）は、当社は、(1)の規定による損害保険金および損害保険金に付随する費用保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

## 第11条（契約の解除）

保険契約者が第2条（保険の対象の範囲）の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

## 第12条（保険料の返還または請求）

第11条（契約の解除）または普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 第13条（他契約の禁止）

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、第2条（保険の対象の範囲）の規定による保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。ただし、当社の承認を得た場合は、この規定は適用しません。

## 第14条（普火（一般）タイプ特約が付帯される場合の特則）

- (1) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合は、第2条（保険の対象の範囲）の規定は、次のとおり読み替えます。

### 「第2条（保険の対象の範囲）」

- (1) 普火（一般）タイプ特約第4条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する一般物件に該当する物件のうち、保険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。

- ①建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
- ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）
- ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
  - ①居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの
  - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、運搬車、牽引車または被牽引車
  - ③法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
  - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
  - ①門、塀または垣
  - ②建物等の基礎
  - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
  - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
  - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
  - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
  - ①(1)①および②に規定する物件の全部
  - ②(1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
  - ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次の

いずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。

- ①住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建物（以下「併用住宅」といいます。）の全部
    - ②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部
  - (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは③または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。
    - ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置（これらの基礎を含みます。）
    - ②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）
    - ③基礎
  - (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。
    - (2) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合は、第3条（明細書の記載）、第5条（保険の対象の価額の協定）、第10条（自動補償）、第11条（契約の解除）および第13条（他契約の禁止）の規定中、「第2条」とあるのは、「第14条（普火（一般）タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。
- 第15条（普火（工場）タイプ特約が付帯される場合の特則）**
- (1) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合は、第2条（保険の対象の範囲）の規定は、次のとおり読み替えます。
    - 「第2条（保険の対象の範囲）
      - (1) 普火（工場）タイプ特約第4条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する工場物件に該当する物件のうち、保

険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。

- ①建物および屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）
  - ②①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等および屋外の器具、工具、什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）
  - ③商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
- ①居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの
  - ②走行範囲が敷地内に限定されない自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、運搬車、牽引車または被牽引車
  - ③法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
  - ④データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ①門、塀または垣
  - ②建物等の基礎
  - ③建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽または棧橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
  - ④保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
  - ⑤通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
  - ⑥貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑦稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
- ①(1)①および②に規定する物件の全部
  - ②(1)①および②に規定する物件の全部なら

びに(1)③に規定する物件の一部

- ③(1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。
- ①工場物件に該当する敷地内に所在する住宅の全部
  - ②①に規定する住宅ならびにその住宅の付属屋外設備・装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①もしくは③または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。
- ①門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備・装置（これらの基礎を含みます。）
  - ②物置、車庫その他の付属建物（これらの基礎を含みます。）
  - ③基礎
- (7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限りに、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。」
- (2) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合は、第3条（明細書の記載）、第5条（保険の対象の価額の協定）、第10条（自動補償）、第11条（契約の解除）および第13条（他契約の禁止）の規定中、「第2条」とあるのは、「第15条（普火（工場）タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。
- 第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）**
- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、同特約第2条（保険金を支払う場合）(6)の規定は、次のとおり読み替えます。
- 「(6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害

の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象である建物に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
  - ② 保険の対象である建物が、床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。）または地盤面（建物が周囲の地面と接する位置をいいます。床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
  - ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき
  - ④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合
- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第2条（保険の対象の範囲）の規定は、次のとおり読み替えます。
- 「第2条（保険の対象の範囲）」
- (1) 店総タイプ特約第4条（保険の対象の範囲）(1)から(5)までの規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する一般物件に該当する物件のうち、保険証券に添付される明細書（以下「明細書」といいます。）記載の条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する次に規定するすべての物件とします。
- ① 建物
  - ② ①内収容の機械、設備・装置、器具、工具、

什器、備品等（以下「設備・什器等」といいます。）

- ③ ①内収容の商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
- ① 居住の用に供する建物（以下「住宅」といいます。）で、個人が所有するもの
  - ② 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
  - ③ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
  - ④ 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
  - ⑤ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に規定する物は、明細書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀または垣
  - ② 建物の基礎
  - ③ 保険契約者以外の者に貸与または管理を委託している物
  - ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象を次のいずれかの物件に限定することができます。
- ① (1)①および②に規定する物件の全部
  - ② (1)①および②に規定する物件の全部ならびに(1)③に規定する物件の一部
  - ③ (1)③に規定する物件の全部または一部
- (5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書その他の書類に明記することにより、次のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。
- ① 住宅のうち、居住の用以外の用にも供する建物（以下「併用住宅」といいます。）の全部
  - ② ①に規定する住宅およびその住宅の物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部
- (6) (1)または(3)の規定にかかわらず、(2)①



もしくは④または(5)①の規定により除かれた住宅の次のものは保険の対象から除かれます。

- ①門、塀または垣(これらの基礎を含みます。)
- ②物置、車庫その他の付属建物(これらの基礎を含みます。)
- ③基礎

(7) (1)の規定にかかわらず、明細書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2)に規定する物および(3)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書その他の書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。]

(3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第5条(保険の対象の価額の協定)(2)から(4)までの規定は、次のとおり読み替えます。

「(2) 保険契約締結の後、一つの敷地内(明細書記載の敷地内に限ります。以下(2)および(3)において同様とします。)において保険の対象(第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条(保険の対象の範囲)(1)③に規定する商品・製品等を除きます。以下(2)から(6)までにおいて同様とします。)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額(各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第6条(保険金額)において同様とします。)を協定し、または(1)の協定保険価額を修正するものとします。

① 保険契約者が第16条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第16条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内へ他の敷地内から保険の対象を移転した場合を含みます。)

② 保険の対象である物件が増築または増設さ

れた場合(⑤に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。)

③ 保険の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合

④ 保険の対象の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第16条(2)の規定により読み替えられる第2条の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内から他の敷地内へ保険の対象を移転した場合を含みます。)

⑤ この保険契約において当社が補償しない事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

(3) 同一敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合((2)①、③または④に規定する場合を除きます。)は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 保険期間の中途において、物価の変動または改修((2)②または④に規定する場合を除きます。)等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。]

(4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第5条(保険の対象の価額の協定)(5)の規定中、「(2)」とあるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(3)の規定により読み替えられる(2)」と読み替えます。

(5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第6条(保険金額)(2)の規定中、「第5条(保険の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5)ただし書または(6)」とあるのは、「第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(3)の規定により読み替えられる第5条(保険の対象の価額の協定)(2)もしくは(4)または第5条(5)ただし書もしくは(6)」と読み替えます。

(6) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第9条(損害保険金の支払額)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第9条(損害保険金の支払額)

(1) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場

合) (1)から(4)までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。)につき、次の算式によって算出した額をもって損害保険金の額とします。

第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)および店総タイプ特約第5条(損害保険金の支払額)(2)に規定する損害の額

$$\text{普通約款別表3に規定する免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額(保険の対象が建物または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。以下この条において同様とします。)の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(1)に規定する損害保険金の額を削減します。
- (3) 第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(2)の規定により読み替えられる第2条(保険の対象の範囲)(3)④に規定する物を明細書に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (4) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (5) 店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器等

の協定保険価額の合計額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

- (6) (1)から(5)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) (1)から(5)までの規定により当会社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。
- (8) 当会社は、第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、損害の生じた保険の対象の協定保険価額に縮小割合(70%)を乗じた額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)

$$\text{縮小割合(70\%)} \times \text{普通約款別表3に規定する免責金額} = \text{水害保険金の額}$$

- (9) (8)の規定にかかわらず、損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がそれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(8)に規定する水害保険金の額を削減します。
- (10) 当会社は、第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)②の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\text{協定保険} \times \frac{\text{支払}}{\text{割合}} - \frac{\text{普通約款}}{\text{別表3に}} = \text{水害保険} \\ \text{価額} \quad (10\%) \quad \text{規定する} \quad \text{金の額} \\ \text{免責金額}$$

(11) 当会社は、第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(6)③または④の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\text{協定保険} \times \frac{\text{支払}}{\text{割合}} - \frac{\text{普通約款}}{\text{別表3に}} = \text{水害保険} \\ \text{価額} \quad (5\%) \quad \text{規定する} \quad \text{金の額} \\ \text{免責金額}$$

(12) (10)および(11)の規定により、当会社が支払うべき第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(1)の規定により読み替えられる店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(6)②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

(13) (8)から(12)までの水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。

(14) (8)から(12)までの規定により当会社が支払う水害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。」

(7) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第10条（自動補償）の規定中、「第2条」とあるのは、「第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(2)の規定により読み替えられる第2条」と、「第5条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および(5)ただし書」とあるのは、「第16条(3)の規定により読み替えられる第5条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および第5条(5)ただし書」と、「第5条(2)、(5)」とあるのは、「第16条(3)の規定により読み替えられる第5条(2)、第5条(5)」と、「第9条」と

あるのは、「第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(6)の規定により読み替えられる第9条」と、それぞれ読み替えます。  
(8) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第3条（明細書の記載）、第5条（保険の対象の価額の協定）(6)、第11条（契約の解除）および第13条（他契約の禁止）の規定中、「第2条」とあるのは、「第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(2)の規定により読み替えられる第2条」と読み替えます。

(9) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第4条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)、第5条（保険の対象の価額の協定）(1)①、第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）(1)および第18条（準用規定）(3)①の規定中「建物等」とあるのは、「建物」と読み替えます。

第17条（再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) この保険契約の保険の対象について、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合において、損害の額（第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）に規定する損害の額から、1回の事故につき、普通約款別表3に免責金額が規定されている場合は、その免責金額を差し引いた残額をいいます。なお、他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。）が、他の保険契約等によって支払われ、または支払われた保険金または共済金の額の合計額を超えるときは、当会社は、普通約款第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)、普火（一般）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)、普火（工場）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)または店総タイプ特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、その超過額を保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等から保

險金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、(1)の規定を適用します。

- (3) この特約が適用される場合には、普通約款第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)、普火（一般）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)、普火（工場）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)および店総タイプ特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)の規定は適用しません。

#### 第18条（準用規定）

- (1) この特約が適用される場合は、普通約款第9条（損害保険金の支払額）(3)および(4)、普火（一般）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、普火（工場）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(3)から(7)まで、同特約第6条（損害保険金の支払額）一通貨または預貯金証書の盗難の場合(1)から(4)までならびに同特約第7条（水害保険金の支払額）(2)から(7)までの規定は適用しません。
- (2) この特約が適用される場合は、普通約款第10条（損害保険金に付随する費用保険金の支払額）(5)および普通約款別表4の規定中「一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」とあるのは、「住宅物件または一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円」と読み替えます。
- (3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款、普火（一般）タイプ特約、普火（工場）タイプ特約および店総タイプ特約の規定は、次のとおり読み替えます。
- ① 普通約款別表1に規定する「保険価額」の定義を除き、普通約款、普火（一般）タイプ特約、普火（工場）タイプ特約および店総タイプ特約の規定中「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのは、保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は「保険の対象の再調達価額」と、保険の対象が商品・製品等である場合は「協定保険価額」と、それぞれ読み替えます。

- ② 普通約款第9条（損害保険金の支払額）(3)および(4)、普火（一般）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、普火（工場）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2)および(3)、店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(3)および(4)ならびに同特約第7条（水害保険金の支払額）(2)から(4)までの規定を除き、普通約款、普火（一般）タイプ特約、普火（工場）タイプ特約および店総タイプ特約の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険価額」と読み替えます。

#### 商品・製品等に関する追加特約 (複数敷地内用)

略称 商品・製品等追加  
複数敷地内

#### 第1条（この特約の適用範囲）

この特約は、この特約が付帯された特殊包括契約に関する特約（企業財産包括保険用）（複数敷地内用）（以下「特殊包括特約」といいます。）の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適用されます。

#### 第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）

- (1) 特殊包括特約第5条（保険の対象の価額の協定）(1)②の規定にかかわらず、保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正され、協定保険価額の増減分が保険金額に加えられ、または保険金額から差し引かれるものとします。
- (2) 保険期間満了後30日以内に、保険契約者は、保険期間中の下記通知日における保険の対象の在庫価額を当会社に通知しなければなりません。ただし、この保険契約に引き続き、この特約の保険の対象について、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）にこの特約および特殊包括特約を付帯した保険契約（以下「継続契約」といいます。）を締結する場合は、在庫価額の通知は、保険期間満了の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時までに行うものとします。

\* 次の①から③までのうち、保険証券記載の通知日とします。

- ① 保険始期月から10か月間の月末  
② 保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末  
③ 保険始期月および始期から6か月目の月末

#### 第3条（当会社の帳簿等閲覧権）



- (1) 当社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後2年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を閲覧することができます。
- (2) (1)の閲覧の結果、当社が受領した通知における通知価額の平均（以下「平均通知価額」といいます。）が実際の在庫価額の平均（以下「平均在庫価額」といいます。）に不足していたことが判明した場合は、特殊包括特約第9条（損害保険金の支払額）の損害の額（免責金額を適用する前の金額をいいます。）を算出する際、商品・製品等の損害の額を平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。
- (3) (2)の場合において、当社が既に損害保険金を支払っていた場合には、保険契約者または被保険者は、(2)により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当社に返還するものとします。

#### 第4条（保険料の精算）

- (1) 第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）の通知に基づき計算した平均通知価額に所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2) (1)の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約または共済契約（以下「普通の保険契約等」といいます。）で当会社の承認を得たものがある場合には、その普通の保険契約等が有効に存在する通知日の通知価額からその普通の保険契約等の保険金額を差し引きます。ただし、通知価額を超えては差し引きません。
- (3) 当社が特殊包括特約第9条（損害保険金の支払額）の規定（この保険契約に店総タイプ特約が付帯されている場合は、特殊包括特約第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(6)の規定により読み替えられる特殊包括特約第9条の規定をいいます。）によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額（(2)の規定が適用される場合には、通知価額から普通の保険契約等の保険金額を差し引いた残額とします。）に支払った損害保険金の額（損害保険金の支払が2回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日まで支払った損害保険金の額のうち最も高い額とし

す。）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、(1)の平均通知価額を算出します。

- (4) 当社は、(1)から(3)による確定保険料と特殊包括特約第5条（保険の対象の価額の協定）(1)②に規定する平均在庫価額に所定の保険料率を乗じて得た額（以下「暫定保険料」といいます。）との差額を返還または請求します。
- (5) (4)の暫定保険料は、保険期間の途中において、当社が收受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

#### 第5条（精算の省略）

保険期間満了時に、この特約の保険の対象について、継続契約を締結する場合は、第4条（保険料の精算）の精算は行いません。ただし、継続契約の保険期間が1年未満の場合は、同条の精算を行います。また、保険契約者が、継続契約を保険期間の途中で解除した場合は、同条の精算を行った後の保険料に対して普通約款第32条（保険料の返還—解除の場合）の規定を適用します。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

#### 保険の対象の評価に関する追加特約

略称 保険の対象の評価に関する特約

#### 第1条（保険の対象の価額の評価および通知）

- (1) この特約に従い、特殊包括契約に関する特約（企業財産包括保険用）(1敷地内用)（以下「特殊包括特約（1敷地内用）」）といいます。）第3条（保険の対象の価額の評価および通知）の規定を次のとおり読み替えます。

#### 「第3条（保険の対象の価額の評価および通知）」

- (1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、当社と保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額を評価額とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、保険契約者は、保険契約締結時において、直近の会計年度における保険の対象の在庫価額（この保険契約が継続契約である場合には、前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直近1年間の在庫価額）を当社に通知するものとします。ただし、この

保険契約が、商品・製品等に関する追加特約（1敷地内用）第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)に規定する継続契約である場合には、前契約における同条(2)ただし書の規定による通知をもって当会社に通知されたものとします。」

(2) この特約に従い、特殊包括契約に関する特約（企業財産包括保険用）（複数敷地内用）（以下「特殊包括特約（複数敷地内用）」といいます。）第4条（保険の対象の価額の評価および通知）の規定を次のとおり読み替えます。

〔第4条（保険の対象の価額の評価および通知）  
(1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の所在地におけるその時の価額を評価し、評価した額を評価額とします。

(2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、保険契約者は、保険契約締結時において、直近の会計年度における保険の対象の在庫価額（この保険契約が継続契約である場合には、前契約の保険期間満了日以前の把握可能な直近1年間の在庫価額）を当会社に通知するものとします。ただし、この保険契約が、商品・製品等に関する追加特約（複数敷地内用）第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)に規定する継続契約である場合には、前契約における同条(2)ただし書の規定による通知をもって当会社に通知されたものとします。〕

## 第2条（保険の対象の価額の協定）

(1) この特約に従い、特殊包括特約（1敷地内用）第4条（保険の対象の価額の協定）(1)の規定中「第3条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)」または「第3条(3)」とあるのは、それぞれ「保険の対象の評価に関する追加特約第1条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)の規定により読み替えて適用される第3条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)」または「保険の対象の評価に関する追加特約第1条(1)の規定により読み替えて適用される第3条(2)」と読み替えます。

(2) この特約に従い、特殊包括特約（1敷地内用）第4条（保険の対象の価額の協定）(2)の規定中「新たな保険の対象の価額（各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第5条（保険金額）において同様としま

す。）」とあるのは、「新たな保険の対象の価額（各保険の対象の所在地におけるその時の価額をいいます。以下この条および第5条（保険金額）において同様とします。）」と読み替えます。

(3) この特約に従い、特殊包括特約（複数敷地内用）第5条（保険の対象の価額の協定）(1)の規定中「第4条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)」または「第4条(3)」とあるのは、それぞれ「保険の対象の評価に関する追加特約第1条（保険の対象の価額の評価および通知）(2)の規定により読み替えて適用される第4条（保険の対象の価額の評価および通知）(1)」または「保険の対象の評価に関する追加特約第1条(2)の規定により読み替えて適用される第4条(2)」と読み替えます。

(4) この特約に従い、特殊包括特約（複数敷地内用）第5条（保険の対象の価額の協定）(2)の規定中「新たな保険の対象の価額（各保険の対象の再調達価額をいいます。以下この条および第6条（保険金額）において同様とします。）」とあるのは、「新たな保険の対象の価額（各保険の対象の所在地におけるその時の価額をいいます。以下この条および第6条（保険金額）において同様とします。）」と読み替えます。

## 第3条（損害保険金を支払うべき損害の額）

(1) この特約に従い、特殊包括特約（1敷地内用）第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）の規定を次のとおり読み替えます。

〔第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）

(1) 建物等または設備・什器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。

(2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。〕

(2) この特約に従い、特殊包括特約（複数敷地内用）第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）の規定を次のとおり読み替えます。

〔第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 建物等または設備・什器しき等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の保険価額によって定めます。ただし、その保険の対象の協定保険価額を限度とします。」

#### 第4条（損害保険金の支払額）

- (1) この特約に従い、特殊包括特約（1敷地内用）第8条（損害保険金の支払額）の規定中「第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条（損害保険金を支払うべき損害の額）(1)の規定により読み替えて適用される第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）」と読み替え、「保険の対象の価額（保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。）」とあるのは、「保険の対象の価額（保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は各保険の対象の保険価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。）」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、特殊包括特約（複数敷地内用）第9条（損害保険金の支払額）の規定中「第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条（損害保険金を支払うべき損害の額）(2)の規定により読み替えて適用される第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）」と読み替え、「保険の対象の価額（保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は各保険の対象の再調達価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。）」とあるのは、「保険の対象の価額（保険の対象が建物等または設備・什器等である場合は各保険の対象の保険価額を、保険の対象が商品・製品等である場合は保険の対象の在庫価額をいいます。）」と読み替えます。

#### 第5条（自動補償）

- (1) この特約に従い、特殊包括特約（1敷地内用）第9条（自動補償）(1)および特殊包括特約（複数敷地内用）第10条（自動補償）(1)の規定中「その追加物件の価額（各追加物件の再調達価額をいいます。以下同様とします。）」とあるのは、「その追加物件の価額（各追加物件の所在地におけるその時の価額をいいます。以下同様とします。）」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、特殊包括特約（1敷地内用）第9条（自動補償）(2)の規定中「第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条（損害保険金を支払うべき損害の額）(1)の規定により読み替えて適用される第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）」と読み替えます。
- (3) この特約に従い、特殊包括特約（複数敷地内用）第10条（自動補償）(2)の規定中「第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条（損害保険金を支払うべき損害の額）(2)の規定により読み替えて適用される第8条（損害保険金を支払うべき損害の額）」と読み替えます。

#### 第6条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）

- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、特殊包括特約（1敷地内用）第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）の規定中「再調達価額」とあるのは、同条(1)および(6)においては「保険価額」と読み替え、同条(3)においては「所在地におけるその時の価額」と読み替えます。
- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、特殊包括特約（1敷地内用）第15条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）(6)の規定中「第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条（損害保険金を支払うべき損害の額）(1)の規定により読み替えて適用される第7条（損害保険金を支払うべき損害の額）」と読み替えます。
- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、特殊包括特約（複数敷地内用）第16条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）の規定中「再調達価額」とあるのは、同条(1)および(6)においては「保険価額」と

読み替え、同条(3)においては「所在地におけるその時の価額」と読み替えます。

- (4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、特殊包括特約(複数敷地内用)第16条(店総タイプ特約が付帯される場合の特則)(6)の規定中「第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)」とあるのは、「保険の対象の評価に関する追加特約第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)(2)の規定により読み替えて適用される第8条(損害保険金を支払うべき損害の額)」と読み替えます。
- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合は、第1条(保険の対象の価額の評価および通知)(1)および(2)、第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)(1)および(2)ならびに第4条(損害保険金の支払額)(1)および(2)の読み替えられた規定中「建物等」とあるのは、「建物」と読み替えます。

#### 第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額の規定の不適用)

この特約が適用される場合は、特殊包括特約(1敷地内用)第16条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および特殊包括特約(複数敷地内用)第17条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は適用しません。

#### 第8条(準用規定の不適用)

この特約が適用される場合は、特殊包括特約(1敷地内用)第17条(準用規定)(3)①および特殊包括特約(複数敷地内用)第18条(準用規定)(3)①の規定は適用しません。

#### 利益損失および営業継続費用の自動補償に関する特約

略称 利益損失・  
営業費用の  
自動補償

#### 第1条(利益損失および営業継続費用の自動補償)

この特約が適用される場合で、保険契約締結の後、保険契約者が保険証券に記載のない敷地内(特殊包括契約に関する特約(企業財産包括保険用)(複数敷地内用)が付帯される契約の場合は、同特約第2条(保険の対象の範囲)(1)に規定する条件に該当するもの、同特約が付帯されない契約の場合は、保険証券に添付される契約条件明細書に規定される条件に該当するもの)に限ります。以下「追加敷地内」といいます。

を取得したときは、当会社は、この特約に従い、保険契約者がその追加敷地内において利益保険対象物を取得した日から、その追加敷地内を保険証券に記載された敷地内とみなして、普通約款第3条(利益保険金を支払う場合)に規定する利益保険金または普通約款第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)に規定する営業継続費用保険金を支払います。

#### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

#### 水災危険不担保特約

略称 水災危険  
不担保

#### 第1条(保険金を支払わない場合-共通)

当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)、第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)、第3条(利益保険金を支払う場合)または第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、水災によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

#### 電氣的・機械的事故不担保特約

略称 電氣的機械的  
事故不担保

#### 第1条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、企業財産包括保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(損害保険金を支払う場合)、第2条(損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合)、第3条(利益保険金を支払う場合)または第4条(営業継続費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、電氣的事故または機械的事故によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。以下同様とします。)、破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。)が生じた場合は、その火災、破裂または爆発のみ



により生じた損害、利益損失または営業継続費用については、この規定を適用しません。

- (2) (1)ただし書の規定にかかわらず、当社は、汽器（化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち法令による定期点検または性能検査を必要としないものを除きます。）の破裂もしくは爆発によりその機器に生じた損害またはその機器に生じた損害に起因する利益損失もしくは営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、「ボイラ」（炉および煙道の構成部分を含みます。）、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。また、「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## その他危険不担保特約

略称 その他危険  
不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（損害保険金を支払う場合）、第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）、第3条（利益保険金を支払う場合）または第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、普通約款第1条(5)に規定する事故によって生じた損害、利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 利益保険金不担保特約

略称 利益保険金  
不担保

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（利益保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、利益保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 営業継続費用保険金不担保特約

略称 営業継続費用  
保険金不担保

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、営業継続費用保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 物損害不担保特約

略称 財物損害  
不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（損害保険金を支払う場合）および第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、修理付帯費用保険金または地震火災費用保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 安定化処置費用担保特約 （企業財産包括保険用）

略称 安定化処置  
費用担保特約

### 第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する事故が生じた場合には、被保険者が支出した安定化処置の費用のうち必要または有益な費用（以下「安定化処置費用」といいます。）に対して、

安定化処置費用保険金を支払います。

(2) この特約において、「安定化処置」とは、次の①から③までのすべての条件を満たすものをいいます。

①普通約款に規定する保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するものに生じる普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。

②損害が生じた保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもののさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。

③機械または設備等の修復を専門に行う会社であって、当社が指定するものが行う処置であること。

(3) 安定化処置費用には、保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するものを損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。

(4) 安定化処置費用の額には、普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する損害保険金、普通約款第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）に規定する費用保険金、普通約款第3条（利益保険金を支払う場合）に規定する利益保険金もしくは普通約款第4条（営業継続費用保険金を支払う場合）に規定する営業継続費用保険金として支払われる額または普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の規定により当社が負担する額を含みません。

#### 第2条（安定化処置費用保険金を支払わない場合）

当社は、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）に規定する安定化処置費用を支払う原因となった事故によって生じた損害、利益損失または営業継続費用について、次の①から⑧までのいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①普通約款第5条（保険金を支払わない場合－共通）

②普通約款第6条（保険金を支払わない場合－不測かつ突発的な事故）

③普通約款第7条（保険金を支払わない場合－利益保険金または営業継続費用保険金）

④普通約款第15条（保険責任の始期および終期）(3)

⑤普通約款第16条（告知義務）(4)

⑥普通約款第17条（通知義務）(4)

⑦普通約款第26条（重大事由による解除）(2)

⑧普通約款第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)

#### 第3条（安定化処置費用保険金の支払額）

当社は、1回の事故につき、5,000万円を限度とし、安定化処置費用の額を第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）の安定化処置費用保険金として、支払います。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の安定化処置費用保険金の支払額）

他の保険契約等（普通約款別表1に規定する「他の保険契約等」の定義にかかわらず、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）の安定化処置費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が安定化処置費用の額または1回の事故につき5,000万円（他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）のいずれかが低い額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

安定化処置費用の額または5,000万円（他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）のいずれかが低い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第5条（普火（一般）タイプ特約が付帯される場合の特則）

(1) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(1)および(2)の規定中、「普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）」とあるのは、「普火（一般）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)および(2)」

と読み替えます。

- (2) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(2) および (3) の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「保険の対象」と読み替えます。

- (3) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(4) の規定は、次のとおり読み替えます。

「(4) 安定化処置費用の額には、普火（一般）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1) もしくは (2) に規定する損害保険金もしくは同条 (3) から (7) までに規定する費用保険金として支払われる額または普火（一般）タイプ特約第8条（準用規定）(3) の規定により読み替えて適用される普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2) の規定により当会社が負担する額を含みません。」

- (4) この保険契約に普火（一般）タイプ特約が付帯される場合、第2条（安定化処置費用保険金を支払わない場合）①から⑧までの規定は、次のとおり読み替えます。

「①普火（一般）タイプ特約第3条（保険金を支払わない場合）

②普通約款第15条（保険責任の始期および終期）(3)

③普通約款第16条（告知義務）(4)

④普通約款第17条（通知義務）(4)

⑤普通約款第26条（重大事由による解除）(2)

⑥普通約款第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)」

#### 第6条（普火（工場）タイプ特約が付帯される場合の特則）

- (1) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(1) および (2) の規定中、「普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）」とあるのは、「普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) まで」と読み替えます。

- (2) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(2) および (3) の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険

者が所有するもの」とあるのは、「保険の対象」と読み替えます。

- (3) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(4) の規定は、次のとおり読み替えます。

「(4) 安定化処置費用の額には、普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) までに規定する損害保険金もしくは同条 (5) から (9) までに規定する費用保険金として支払われる額または普火（工場）タイプ特約第8条（準用規定）(3) の規定により読み替えて適用される普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2) の規定により当会社が負担する額を含みません。」

- (4) この保険契約に普火（工場）タイプ特約が付帯される場合、第2条（安定化処置費用保険金を支払わない場合）①から⑧までの規定は、次のとおり読み替えます。

「①普火（工場）タイプ特約第3条（保険金を支払わない場合）

②普通約款第15条（保険責任の始期および終期）(3)

③普通約款第16条（告知義務）(4)

④普通約款第17条（通知義務）(4)

⑤普通約款第26条（重大事由による解除）(2)

⑥普通約款第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)」

#### 第7条（店総タイプ特約が付帯される場合の特則）

- (1) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(1) および (2) の規定中、「普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）」とあるのは、「店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1) から (6) まで」と読み替えます。

- (2) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(2) および (3) の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「保険の対象」と読み替えます。

- (3) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(4) の規定は、次のとおり読み替えます。

〔(4) 安定化処置費用の額には、店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1) から(5)までに規定する損害保険金、同条(6)に規定する水害保険金もしくは同条(7)から(11)までに規定する費用保険金として支払われる額または店総タイプ特約第15条（準用規定）(3)の規定により読み替えて適用される普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の規定により当社が負担する額を含みません。〕

(4) この保険契約に店総タイプ特約が付帯される場合、第2条（安定化処置費用保険金を支払わない場合）①から⑧までの規定は、次のとおり読み替えます。

〔①店総タイプ特約第3条（保険金を支払わない場合）

②普通約款第15条（保険責任の始期および終期）(3)

③普通約款第16条（告知義務）(4)

④普通約款第17条（通知義務）(4)

⑤普通約款第26条（重大事由による解除）(2)

⑥普通約款第28条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(4)〕

**第8条（利益保険タイプ特約が付帯される場合の特則）**

(1) この保険契約に利益保険タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(1)および(2)の規定中、「普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）」とあるのは、「普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）(1)」と読み替えます。

(2) この保険契約に利益保険タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(2)および(3)の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「利益保険対象物で被保険者が所有するもの」と読み替えます。

(3) この保険契約に利益保険タイプ特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(4)の規定は、次のとおり読み替えます。

〔(4) 安定化処置費用の額には、普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）に規定する損害保険金、普通約款第2条（損害保険金に付随する費用保険金を支払う場合）に規定する費用保険金、利益保険タ

イブ特約第1条（利益保険金および営業継続費用保険金を支払う場合）(1)に規定する利益保険金もしくは同特約第1条(2)に規定する営業継続費用保険金として支払われる額または普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の規定により当社が負担する額を含みません。〕

**第9条（利益保険金不担保特約が付帯される場合の特則）**

この保険契約に利益保険金不担保特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(2)および(3)の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「保険の対象」と読み替えます。

**第10条（物損害不担保特約が付帯される場合の特則）**

この保険契約に物損害不担保特約が付帯される場合、第1条（安定化処置費用保険金を支払う場合）(2)および(3)の規定中、「保険の対象または利益保険対象物で被保険者が所有するもの」とあるのは、「利益保険対象物で被保険者が所有するもの」と読み替えます。

**第11条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 普火（一般）タイプ特約

略称 普火（一般）  
タイプ特約

**第1条（特約の適用等）**

(1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

(2) この特約が適用される場合は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（損害保険金を支払う場合）から第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）までの規定および普通約款第37条（保険金の支払時期）(5)の規定ならびに普通約款別表2および別表4は、適用しません。

**第2条（保険金を支払う場合）**

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

①火災



②落雷

③破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限り、以下(2)において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、別表1に規定する物の損害の額は除きます。

①風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

②雹災

③雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）

(3) 当社は、(1)または(2)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(4) 当社は、(1)または(2)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(5) 当社は、次に規定する①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

①保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、

破裂または爆発による場合を除きます。

②第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限り、以下(6)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。）

(6) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置（門、塀および垣を除きます。以下(6)において同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下(6)において同様とします。）ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。）。

②保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

③保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物か半焼以上となったときまたはこれらを収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

(7) 当社は、(1)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

①損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。）

②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤において同様とします。）を超える期間に対応する費用を除きます。

③損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

④損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。

⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑥および⑦において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地上において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休

日勤務に対する割増賃金の費用

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③第2条（保険金を支払う場合）の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

④保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第2条の事故が生じた場合を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第2条（保険金を支払う場合）の事

故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ①電気的事故による炭化または溶融の損害
  - ②発酵または自然発熱の損害
  - ③機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
  - ④亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 当会社は、別表1に規定する物について生じた第2条（保険金を支払う場合）(2)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ①門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
  - ②自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
  - ③通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
  - ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ①畳、建具その他これらに類する物
  - ②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
  - ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

#### 第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、(1)の規定による損害の額は保険価額を限度とし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表

3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$(1) \text{の規定による損害の額} - \begin{matrix} \text{普通約款別表3に規定} \\ \text{する免責金額（普通約} \\ \text{款別表3に免責金額が} \\ \text{規定されていない場合} \\ \text{は、免責金額を適用し} \\ \text{ないものとします。以} \\ \text{下同様とします。} \end{matrix} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\left( (1) \text{の規定による損害の額} - \begin{matrix} \text{普通約款別表3に} \\ \text{規定する免責金額} \end{matrix} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (4) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(3)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\begin{matrix} \text{第2条(1)または} \\ \text{(2)の損害保険金} \end{matrix} \times \frac{\text{支払割合}}{(30\%)} = \text{臨時費用} \\ \text{保険金の額}$$

- (5) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(4)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

- (6) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(5)の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(5)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

$$\begin{matrix} \text{第2条(5)②の} \\ \text{損害が生じた} \\ \text{世帯または法} \\ \text{人（以下「被} \\ \text{災世帯」とい} \\ \text{います。）の数} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{1被災世帯} \\ \text{あたりの支払額} \\ \text{(20万円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{失火見舞} \\ \text{費用保険} \\ \text{金の額} \end{matrix}$$

(7) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(6)の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。）につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{支払割合}}{(5\%)} = \frac{\text{地震火災費用}}{\text{保険金の額}}$$

(8) 当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条（保険金を支払う場合）(7)の修理付帯費用保険金として、支払います。

(9) (4)から(6)までの場合または(8)の場合において、当社は、(4)から(6)までの規定または(8)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（普通約款別表1に規定する「他の保険契約等」の定義にかかわらず、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に規定する支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）

を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(3) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(3)の臨時費用保険金および同条(4)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)または(2)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（保険金の支払額）(2)、(3)および(7)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第8条（準用規定）

(1) この特約に従い、普通約款第19条（保険の対象の譲渡）(3)の規定中、「第22条（保険契約の失効）(1)」とあるのは、「普火（一般）タイプ特約第8条（準用規定）(2)の規定により読み替えて適用される第22条（保険契約の失効）(1)」と読み替えます。

(2) この特約に従い、普通約款第22条（保険契約



の失効)の規定を、次のとおり読み替えます。  
「第22条(保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、普火(一般)タイプ特約第8条(準用規定)(8)の規定により読み替えて適用される第40条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。」

(3) この特約に従い、普通約款第34条(損害防止義務および損害防止費用)の規定を、次のとおり読み替えます。

「第34条(損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、保険の対象に生じる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、同特約第3条(保険金を支払わない場合)に規定する事由に該当しないときおよび第15条(保険責任の始期および終期)(3)または第28条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次に規定する費用に限り、これを負担します(普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(6)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。)。ただし、当会社が負担する額は、保険金額(保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。)から同特約第2条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷した物

(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の額

損害の発生および拡大を防止することができたと思われる額	=	損害の額
-----------------------------	---	------

(4) 普火(一般)タイプ特約第5条(保険金の支払額)(3)、同特約第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および同特約第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同特約第6条(1)の規定中「別表2に規定する支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)」からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または普火(一般)タイプ特約第8条(準用規定)(3)の規定により読み替えて適用される第34条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。」

(4) この特約に従い、普通約款第35条(残存物および盗難品の帰属)の規定を、次のとおり読み替えます。

「第35条(残存物)

当会社が普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。」

(5) この特約に従い、普通約款第36条(保険金の

請求)の規定を、次のとおり読み替えます。

「第36条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 損害見積書
  - ③ その他当会社が第37条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」
- (6) この特約に従い、普通約款第37条(保険金の支払時期)(1)の規定中、「第36条(保険金の請求)(2)」とあるのは、「普火(一般)タイプ特約第8条(準用規定)(5)の規定により読み替えて適用される第36条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。
- (7) この特約に従い、普通約款第38条(時効)の規定中、「第36条(保険金の請求)(1)」とあるのは、「普火(一般)タイプ特約第8条(準用規定)(5)の規定により読み替えて適用される第36条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
- (8) この特約に従い、普通約款第40条(保険金支払後の保険契約)の規定を、次のとおり読み

替えます。

「第40条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。」
- (9) この特約が適用される場合、普通約款第15条(保険責任の始期および終期)から第40条(保険金支払後の保険契約)までの規定および普通約款別表1における「保険金」は、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。
- (10) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定は、次のとおり読み替えるものとします。
  - ① 「損害等」とあるのは「損害」
  - ② 「第1条(損害保険金を支払う場合)」とあるのは「普火(一般)タイプ特約第2条(保険金を支払う場合)」
  - ③ 「保険の対象または利益保険対象物」、「保険の対象もしくは利益保険対象物」または「保険の対象および利益保険対象物」とあるのは「保険の対象」
  - ④ 「他の保険契約等」とあるのは、「普火(一般)タイプ特約第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)」に規定する他の保険契約等」

別表1 風災・雹災・雪災における除外物件

<ol style="list-style-type: none"> <li>仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。）およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット（ポールを含みます。）</li> <li>建築中の屋外設備・装置</li> <li>棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置</li> <li>屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材</li> <li>第4条（保険の対象の範囲）(2)②に規定する自動車</li> </ol>
---

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の損害保険金	損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）
2	第2条（保険金を支払う場合）(3)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第2条（保険金を支払う場合）(4)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
4	第2条（保険金を支払う場合）(5)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じて得た額

5	第2条（保険金を支払う場合）(6)の地震火災費用保険金	<p>(1)それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）を超える場合</p> <p>(2)上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。</p>	<p>1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）</p> <p>1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額</p>
---	-----------------------------	--	--

6	第2条（保険金を支払う場合）(7)の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円（他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額
---	-----------------------------	--

(注) 他の保険契約等に普通約款別表3に規定する免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

## 普火（工場）タイプ特約

略称 普火（工場）  
タイプ特約

### 第1条（特約の適用等）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約が適用される場合は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（損害保険金を支払う場合）から第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）までの規定および普通約款第37条（保険金の支払時期）(5)の規定ならびに普通約款別表2および別表4は、適用しません。

### 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
  - ①火災
  - ②落雷
  - ③破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。以下（2）において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、別表1に規定する物の損害の額は除きます。
  - ①風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）
  - ②雹災
  - ③雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについ



て、一括して行うものとし、第4条（保険の対象の範囲）(2)②に規定する自動車の損害の額は除きます。

- ①航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下
  - ②車両（その積載物を含みます。以下同様とします。）の衝突または接触
  - ③騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害される状態または被害を生ずる状態であって、第3条（保険金を支払わない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (4) 当会社は、給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下(4)において同様とします。）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- (5) 当会社は、(1)から(4)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (6) 当会社は、(1)から(4)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (7) 当会社は、次に規定する①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約に従い、失火見舞費用保険金を支払います。
- ①保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、

破裂または爆発による場合を除きます。

- ②第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (8) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置（門、塀および垣を除きます。以下(8)において同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下(8)において同様とします。）ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ①保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。）。  
②保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。  
③保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。
- (9) 当会社は、(1)の事故によって保険の対象に

損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ①損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。）
- ②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤において同様とします。）を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑥および⑦において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するた

めの工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
  - ①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - ③第2条（保険金を支払う場合）の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
  - ④保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第2条の事故が生じた場合を除きます。
  - ⑤保険契約者もしくは被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）もしくは運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。）する車両またはこれら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
  - ⑥被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故が

延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。) に対しては、保険金を支払いません。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第2条（保険金を支払う場合）の事故による場合を除き、保険金を支払いません。
  - ①電氣的事故による炭化または熔融の損害
  - ②発酵または自然発熱の損害
  - ③機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
  - ④亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ①別表1に規定する物について生じた第2条（保険金を支払う場合）(2)の事故による損害
  - ②第4条（保険の対象の範囲）(2)②の自動車について生じた第2条(3)または(4)の事故による損害

#### 第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
  - ①門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
  - ②自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
  - ③通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
  - ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1

組の価額が30万円を超えるもの

- ⑤稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
  - ①畳、建具その他これらに類する物
  - ②電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
  - ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

#### 第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、(1)の規定による損害の額は保険価額を限度とし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$(1) \text{の規定による損害の額} - \frac{\text{普通約款別表3に規定する免責金額 (普通約款別表3に免責金額が規定されていない場合は、免責金額を適用しないものとします。以下同様とします。)}}{\text{普通約款別表3に規定する免責金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合において、次の算式によって算出した額が、普通約款別表3に規定する支払限度額を上回るときは、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\left( (1) \text{の規定による損害の額} - \frac{\text{普通約款別表3に規定する免責金額}}{\text{普通約款別表3に規定する免責金額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (4) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(5)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事

故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\text{第2条(1)から(4)までの損害保険金} \times \frac{\text{支払割合}}{(30\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (5) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(6)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (6) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(7)の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(7)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{第2条(7)②の損害が生じた世帯または法人(以下「被災世帯」といいます。)} \times \frac{\text{1被災世帯あたりの支払額}}{(20万円)} = \frac{\text{失火見舞費用保険金の額}}$$

- (7) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(8)の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。）につき、1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{支払割合}}{(5\%)} = \frac{\text{地震火災費用保険金の額}}$$

- (8) 当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるとこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条（保険金を支払う場合）(9)

の修理付帯費用保険金として、支払います。

- (9) (4)から(6)までの場合または(8)の場合において、当社は、(4)から(6)までの規定または(8)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（普通約款別表1に規定する「他の保険契約等」の定義にかかわらず、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に規定する支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を



支払います。

- (3) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(5)の臨時費用保険金および同条(6)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(4)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（保険金の支払額）(2)、(3)および(7)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第8条（準用規定）

- (1) この特約に従い、普通約款第19条（保険の対象の譲渡）(3)の規定中、「第22条（保険契約の失効）(1)」とあるのは、「普火（工場）タイプ特約第8条（準用規定）(2)の規定により読み替えて適用される第22条（保険契約の失効）(1)」と読み替えます。

- (2) この特約に従い、普通約款第22条（保険契約の失効）の規定を、次のとおり読み替えます。  
「第22条（保険契約の失効）」

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約は効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、普火（工場）タイプ特約第8条（準用規定）(8)の規定により読み替えて適用される第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。」

- (3) この特約に従い、普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）の規定を、次のとおり読み替えます。

「第34条（損害防止義務および損害防止費用）」

- (1) 保険契約者または被保険者は、普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、保

険の対象に生じる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、同特約第3条（保険金を支払わない場合）に規定する事由に該当しないときおよび第15条（保険責任の始期および終期）(3)または第28条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次に規定する費用に限り、これを負担します（普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(8)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。）。ただし、当会社が負担する額は、保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。）から同特約第2条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます）の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額 - 損害の発生および拡大を防止することができたと思われる額 = 損害の額

- (4) 普火（工場）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(3)、同特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および同特約第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同特約第6条

- (1)の規定中「別表2に規定する支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または普火（工場）タイプ特約第8条（準用規定）(3)の規定により読み替えて適用される第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。」
- (4) この特約に従い、普通約款第35条（残存物および盗難品の帰属）の規定を、次のとおり読み替えます。
- 「第35条（残存物）  
当社が普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。」
- (5) この特約に従い、普通約款第36条（保険金の請求）の規定を、次のとおり読み替えます。
- 「第36条（保険金の請求）  
(1) 当社に対する保険金請求権は、普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。  
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。  
① 保険金の請求書  
② 損害見積書  
③ その他当社が第37条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの  
(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」
- (6) この特約に従い、普通約款第37条（保険金の支払時期）(1)の規定中、「第36条（保険金の請求）(2)」とあるのは、「普火（工場）タイプ特約第8条（準用規定）(5)の規定により読み替えて適用される第36条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。
- (7) この特約に従い、普通約款第38条（時効）の規定中、「第36条（保険金の請求）(1)」とあるのは、「普火（工場）タイプ特約第8条（準用規定）(5)の規定により読み替えて適用される第36条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。
- (8) この特約に従い、普通約款第40条（保険金支払後の保険契約）の規定を、次のとおり読み替えます。
- 「第40条（保険金支払後の保険契約）  
(1) 普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。  
(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。  
(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。  
(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。」
- (9) この特約が適用される場合、普通約款第15条（保険責任の始期および終期）から第40条（保険金支払後の保険契約）までの規定および普通約款別表1における「保険金」は、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、

- 失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。
- (10)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定は、次のとおり読み替えるものとします。
- ①「損害等」とあるのは「損害」
  - ②「第1条（損害保険金を支払う場合）」とあるのは「普火（工場）タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）」
  - ③「保険の対象または利益保険対象物」、「保険の対象もしくは利益保険対象物」または「保険の対象および利益保険対象物」とあるのは「保険の対象」
  - ④「他の保険契約等」とあるのは、「普火（工場）タイプ特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）」に規定する他の保険契約等」

別表1 風災・雹災・雪災における除外物件

1. 仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。）およびこれに收容される動産ならびにゴルフネット（ポールを含みます。）
2. 建築中の屋外設備・装置
3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置
4. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
5. 第4条（保険の対象の範囲）(2)②に規定する自動車

2	第2条（保険金を支払う場合）(5)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第2条（保険金を支払う場合）(6)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
4	第2条（保険金を支払う場合）(7)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数を乗じて得た額
5	第2条（保険金を支払う場合）(8)の地震火災費用保険金	(1)それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに2,000万円（他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）を超過する場合

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金	損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）

		(2)上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額
6	第2条（保険金を支払う場合）(9)の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円（他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額

(注) 他の保険契約等に普通約款別表3に規定する免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

## 店総タイプ特約

略称 店総タイプ  
特約

### 第1条（特約の適用等）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約が適用される場合は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（損害保険金を支払う場合）から第14条（包括して契約した場合の損害保険金の支払額）までの規定および普通約款第37条（保険金の支払時期）(5)の規定ならびに普通約款別表2および別表4は、適用しま

せん。

### 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

①火災

②落雷

③破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限り、以下(2)において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

①風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

②雹災

③雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）

- (3) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

①建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(6)の事故による損害を除きます。

②次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れ。ただし、(2)もしくは(6)の事故による損害または給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。以下②において同様とします。）自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備に生じた事故



- イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ③騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第3条（保険金を支払わない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (4) 当社は、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって保険の対象である建物または設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (5) 当社は、設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨または預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。）の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に規定する事実がすべてあったことを条件とします。
- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- (6) 当社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。
- ① 保険の対象である建物に保険価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② 保険の対象である建物が、地盤面（建物が周囲の地面と接する位置をいいます。床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。
- ④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合
- (7) 当社は、(1)から(3)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (8) 当社は、(1)から(3)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (9) 当社は、次に規定する①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約に従い、失火見舞費用保険金を支払います。
- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限り、その者の占有する場所にあるものに限り、その者の減失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。）

(10)当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとしします。

①保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下②において同様とします。）。

②保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物が半焼以上となったとき。

(11)当会社は、(1)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

①損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。）

②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとしします。⑤において

同様とします。）を超える期間に対応する費用を除きます。

③損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

④損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。

⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくはは重大な過失またはは法令違反

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくはは重大な過失またはは法令違反。ただし、他の者が

受け取るべき金額については除きます。

- ③ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第2条(保険金を支払う場合)の事故が生じた場合を除きます。
  - ④ 保険契約者または被保険者が所有(所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額預収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。)または運転(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。)する車両またはその積載物の衝突または接触
  - ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
  - ⑥ 第1条(1)から(3)までの事故または(6)もしくは(10)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
  - ⑦ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対

しては、第2条(保険金を支払う場合)の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
- ② 発酵または自然発熱の損害
- ③ 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

#### 第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに收容される動産(物置、車庫その他の付属建物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合には、これに收容される動産を含みます。)とします。
- (2) 次に規定する物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
  - ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- (3) 次に規定する物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
  - ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) 建物が保険の対象である場合には、次に規定する物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
  - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したのも
  - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したのも
- (5) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、(4)に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (6) 設備・什器等が保険の対象である場合におい

て、業務用の通貨または預貯金証書に、第2条（保険金を支払う場合）(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

#### 第5条（損害保険金の支払額）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合は、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額} = \frac{\text{普通約款別表3に規定する免責金額（普通約款別表3に免責金額が規定されていない場合は、免責金額を適用しないものとします。）}}{\text{普通約款別表3に規定する免責金額}} \times \text{損害保険金の額}$$

- (4) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\frac{\text{普通約款別表3に規定する免責金額}}{\text{普通約款別表3に規定する免責金額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (5) 第4条（保険の対象の範囲）(3)②に規定する物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (6) (3)から(5)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、それらの免責金額と第6条（損害保険の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定により適用される免責金額を合計して、1回の事故に

つき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。

- (7) 普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合は、(1)から(6)までの規定または第6条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定により当社が支払う損害保険金の額の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

#### 第6条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）(5)の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とし、その損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

- (3) (1)または(2)の損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、それらの免責金額と第5条（損害保険金の支払額）の規定により適用される免責金額を合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。

- (4) 普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合は、(1)から(3)までの規定または第5条（損害保険金の支払額）の規定により当社が支払う損害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

#### 第7条（水害保険金の支払額）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）(6)①の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(6)①の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した



額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{(1)の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合} - \frac{\text{普通約款別表3に規定する}}{\text{70\%}} \text{免責金額} = \text{水害保険金の額}$$

- (3) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(6)②の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{支払割合}}{\text{(10\%)}} - \frac{\text{普通約款別表3に}}{\text{規定する免責金額}} = \text{水害保険金の額}$$

- (4) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(6)③または④の水害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{支払割合}}{\text{(5\%)}} - \frac{\text{普通約款別表3に}}{\text{規定する免責金額}} = \text{水害保険金の額}$$

- (5) (3)および(4)の規定に基づいて、当社が支払うべき第2条（保険金を支払う場合）(6)②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額を限度とします。
- (6) (2)から(5)までの水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。
- (7) 普通約款別表3に支払限度額が規定されている場合は、(1)から(5)までの規定により当社が支払う水害保険金の合計額は、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する支払限度額を限度とします。

#### 第8条（臨時費用保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(7)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\text{第2条(1)から(3)までの} \times \frac{\text{支払割合}}{\text{(30\%)}} = \frac{\text{臨時費用}}{\text{保険金の額}} \text{損害保険金}$$

- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

#### 第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(8)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

#### 第10条（失火見舞費用保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(9)の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(9)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

$$\frac{\text{第2条(9)②の損害が生じた世帯または法人(以下「被災世帯」といいます。)} \text{の数}}{\text{1被災世帯あたりの支払額}} \times \text{20万円} = \text{失火見舞費用保険金の額}$$

- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

#### 第11条（地震火災費用保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(10)の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- (2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

#### 第12条（修理付帯費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条（保険金を支払う場合）(11)の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

#### 第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（普通約款別表1に規定する「他の保険契約等」の定義にかかわらず、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表に規定する支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金および同条(6)①の水害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(7)の臨時費用保険金および同条(8)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(3)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第14条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

- 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（損害保険金の支払額）(3)および(4)、第7条（水害保険金の支払額）(2)から(4)までならびに第11条（地震火災費用保険金の支払額）(1)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第15条（準用規定）

- (1) この特約に従い、普通約款第19条（保険の対象の譲渡）(3)の規定中、「第22条（保険契約の失効）(1)」とあるのは、「店総タイプ特約第15条（準用規定）(2)の規定により読み替えて適用される第22条（保険契約の失効）(1)」と読み替えます。
- (2) この特約に従い、普通約款第22条（保険契約の失効）の規定を、次のとおり読み替えます。  
「第22条（保険契約の失効）  
(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、この保険契約は効力を失います。

①保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、店総タイプ特約第15条（準用規定）(8)の規定により読み替えて適用される第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

②保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。」

(3) この特約に従い、普通約款第34条（損害防止義務および損害防止費用）の規定を、次のとおり読み替えます。

「第34条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、保険の対象に生じる損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、同特約第3条（保険金を支払わない場合）に規定する事由に該当しないときおよび第15条（保険責任の始期および終期）(3)または第28条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次に規定する費用に限り、これを負担します（店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(10)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。）。ただし、当会社が負担する額は、保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。）から同特約第2条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

②消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用

③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由が

なく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

店総タイプ 特約第2条 （保険金を支 払う場合） の事故によ る損害の額	損害の発生お よび拡大を防 止することが できたと認め られる額	=	損害の額
---	--	---	------

(4) 店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(7)、同特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および同特約第14条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同特約第13条(1)の規定中「別表に規定する支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または店総タイプ特約第15条（準用規定）(3)の規定により読み替えて適用される第34条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

(5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。」

(4) この特約に従い、普通約款第35条（残存物および盗難品の帰属）の規定を、次のとおり読み替えます。

「第35条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金または(6)の水害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しなにかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払う前にその保

- 險の対象が回収された場合は、同特約第5条（損害保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。」
- (5) この特約に従い、普通約款第36条（保険金の請求）の規定を、次のとおり読み替えます。  
「第36条（保険金の請求）  
(1) 当社に対する保険金請求権は、店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。  
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。  
① 保険金の請求書  
② 損害見積書  
③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類  
④ その他当社が第37条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの  
(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」
- (6) この特約に従い、普通約款第37条（保険金の支払時期）(1)の規定中、「第36条（保険金の請求）(2)」とあるのは、「店総タイプ特約第15条（準用規定）(5)の規定により読み替えて適用される第36条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。
- (7) この特約に従い、普通約款第38条（時効）の規定中、「第36条（保険金の請求）(1)」とあるのは、「店総タイプ特約第15条（準用規定）(5)の規定により読み替えて適用される第36条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。
- (8) この特約に従い、普通約款第40条（保険金支払後の保険契約）の規定を、次のとおり読み替えます。  
「第40条（保険金支払後の保険契約）  
(1) 店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。  
(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。  
(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。  
(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。」
- (9) この特約が適用される場合、普通約款第15条（保険責任の始期および終期）から第40条（保険金支払後の保険契約）までの規定および普通約款別表1における「保険金」は、損害保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。
- (10) この特約に定めのない事項については、この



特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- ①「損害等」とあるのは「損害」
- ②「第1条（損害保険金を支払う場合）」とあるのは「店総タイプ特約第2条（保険金を支払う場合）」
- ③「保険の対象または利益保険対象物」、「保険の対象もしくは利益保険対象物」または「保険の対象および利益保険対象物」とあるのは「保険の対象」
- ④「他の保険契約等」とあるのは、「店総タイプ特約第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）」に規定する他の保険契約等」

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金	損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）
	第2条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金	(1) 第4条（保険の対象の範囲）(3)②に掲げる物 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）
2	(2) 上記以外の物	損害の額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）
	第2条（保険金を支払う場合）(5)の損害保険金	(1) 業務用の通貨 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）
3	(2) 業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額（注）

4	第2条 (保険金を支払う場合) (6)の水害保険金	(1)①の水害保険金	損害の額に70% (他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合) を乗じて得た額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額 (注)	(4) 上記(2)および(3)の水害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 (他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額) から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額 (注)	
		(2)②の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 (他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額) または保険価額に10% (他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合) を乗じて得た額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額 (注)	5 第2条 (保険金を支払う場合)(7)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円 (他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)	
		(3)③または④の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 (他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額) または保険価額に5% (他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合) を乗じて得た額のいずれか低い額から普通約款別表3に規定する免責金額を差し引いた額 (注)	6 第2条 (保険金を支払う場合)(8)の残存物取片づけ費用保険金 7 第2条 (保険金を支払う場合)(9)の失火見舞費用保険金	残存物取片づけ費用の額 1回の事故につき、20万円 (他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額) に被災世帯の数を乗じて得た額	
				8 第2条 (保険金を支払う場合) (10)の地震火災費用保険金	(1)それぞれ の保険契約または 共済契約の支払責任額の合計額が、 1回の事故につき、 1敷地内ごとに300万円 (他の保険契約等に、 限度額が300万円を超えるものがある場合は、 これらの限度額のうち最も高い額) を超える場合	1回の事故につき、 1敷地内ごとに300万円 (他の保険契約等に、 限度額が300万円を超えるものがある場合は、 これらの限度額のうち最も高い額)

付保割合条件付実損払特約

第1条 (損害保険金の支払額)

(1) 当社は、この特約が付帯された企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条（損害保険金の支払額）(3) および同条（4）の規定にかかわらず、(2) に規定する支払限度額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。

① 保険金額が保険価額に付保割合（保険証券に添付される明細書記載の付保割合をいいます。以下同様とします。）を乗じて得た額以上である場合は、次の算式によって算出した額

普通約款第9条

$$(1) \text{ および同条 (3) に規定する損害保険金} - (2) \text{ の規定による免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

② 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\left( \text{普通約款第9条 (1) および同条 (2) の規定による損害の額} - (3) \text{ に規定する免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} = \text{損害保険金の額}$$

(2) (1) の場合において、普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）(1) および (2) の事故による損害に対する損害保険金の支払限度額は、保険証券記載の保険金額とし、普通約款第1条 (3) から (5) までの事故による損害に対する損害保険金の支払限度額は、保険証券記載の保険金額または10億円のいずれか低い額とします。

(3) (1) の場合において、普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）(1) および (2) の事故による損害に対する損害保険金については、免責金額の適用はありません。また、普通約款第1条 (3) から (5) までの事故による損害に対する損害保険金については、(1) の算式に適用する免責金額は、10万円とします。

(4) この保険契約に普火（一般）タイプ特約または普火（工場）タイプ特約が付帯されている場合は、(1)、普火（一般）タイプ特約または普火（工場）タイプ特約第5条（保険金の支払額）(2) および同条 (3) の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従

	<p>(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのこの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。</p>	<p>1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。</p>
<p>9 第2条（保険金を支払う場合）(11)の修理付帯費用保険金</p>		<p>1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円（他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額</p>

(注) 第5条（損害保険金の支払額）もしくは第6条（損害保険金の支払額－通貨または預貯金証書の盗難の場合）の規定により損害保険金の額を算出する場合または第7条（水害保険金の支払額）の規定により水害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、これらの規定により適用される免責金額を合計して、1回の事故につき、普通約款別表3に規定する免責金額を限度とします。また、他の保険契約等に普通約款別表3に規定する免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

い、次の額を損害保険金として、支払います。

- ① 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額以上である場合は、普火（一般）タイプ特約または普火（工場）タイプ特約第5条（1）の規定による損害の額
- ② 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\text{普火(一般)タイプ特約または普火(工場)タイプ特約第5条(1)の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} = \text{損害保険金の額}$$

- (5) この保険契約に店総タイプ特約が付帯されている場合は、(1)、店総タイプ特約第5条（損害保険金の支払額）(3) および同条（4）の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。

- ① 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額以上である場合は、店総タイプ特約第5条（1）および同条（2）の規定による損害の額
- ② 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\text{店総タイプ特約第5条(1)および同条(2)の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} = \text{損害保険金の額}$$

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 利益保険タイプ特約

略称 利益保険  
タイプ特約

## 第1条（利益保険金および営業継続費用保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（利益保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）(1) に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用に対してのみ、この特約に従い、利益保険金を支払います。
- (2) 当社は、普通約款第4条（営業継続費用保

険金を支払う場合）の規定にかかわらず、普通約款第1条（損害保険金を支払う場合）(1) に規定する事故によって利益保険対象物が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対してのみ、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払います。

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### てん補期間の終期に関する特約

略称 てん補  
期間終期

## 第1条（てん補期間）

この特約が適用される場合は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）別表1のてん補期間の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

てん補期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、特別の約定がないかぎり事故が発生した時に始まり、次のいずれかに該当した時に終わります。ただし、いかなる場合も12か月を限度とします。</p> <p>(1) 事故が第3条（利益保険金を支払う場合）(1)の事由である場合には、損害を受けた利益保険対象物が復旧された時。ただし、利益保険対象物を、事故発生直前の状態に復旧するために通常有すると認められる期間を超えないものとします。</p> <p>(2) 事故が第3条（利益保険金を支払う場合）(2)の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中断または障害が終了した時</p>
-------	---

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。



**保険料分割払特約（一般）  
または保険料分割払特約（大口）**

略称 分割払

**第1条（保険料の分割払）**

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

**第2条（分割保険料の払込方法）**

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

**第3条（分割保険料領収前の事故）**

保険期間が始まった後でも、当社は第2条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害、利益損失または営業継続費用（以下「損害等」といいます。）に対しては、保険金を支払いません。

**第4条（分割保険料不払の場合の免責）**

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、その分割保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

**第5条（追加保険料の払込み）**

- (1) 当社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第8条（保険料の返還または請求）の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の返還または請求）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保

険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 第8条（保険料の返還または請求）の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第8条（保険料の返還または請求）の表の②の規定による追加保険料を請求する場合は、(3)の規定は、保険契約者または被保険者が通知義務を負う事実が生じる前に発生した事故による損害等に対する保険金には適用しません。

**第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）**

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、普通約款またはこの保険契約に付帯される特約の規定に基づいて、この保険契約の全部または一部が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に、終了する部分にかかる未払込分割保険料（年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

**第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）**

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
  - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつその翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除の効力は、次のいずれかに該当する日からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。
  - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
  - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日

**第8条（保険料の返還または請求）**

下表の保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求の方法
①	告知事項について告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	保険契約締結の後、保険契約者または被保険者が通知義務を負う事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき、保険契約者または被保険者が通知義務を負う事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づき、その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
④	保険契約者もしくはその代理人が、保険金を不法に取得する目的もしくは第三者に不法に取得させる目的をもって締結した保険契約が無効となる場合、または、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺もしくは強迫によって当会社が保険契約を締結したことにより当会社が保険契約を取り消す場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

⑤	次のア. からオ. のいずれかに該当する場合 ア. 保険契約が失効となる場合（ただし、この保険契約で補償する事故による損害に対して当会社が保険金を支払う場合を除きます。） イ. 告知義務違反による解除の規定により当会社が保険契約を解除する場合 ウ. 通知義務の規定により当会社が保険契約を解除する場合 エ. 重大事由による解除の規定により当会社が保険契約を解除する場合 オ. 保険契約者が①または②の規定による追加保険料の支払を怠った（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）ことにより当会社が保険契約を解除した場合	年額保険料ならびに①から③までおよび⑦の規定に基づき返還または請求した保険料（以下「年額保険料等」といいます。）から未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料（年額保険料等から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）がある場合には、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑥	第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除された場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑦	保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少し、保険契約者が保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまで保険金額の減額を請求した場合	年額保険料等のうち減額する保険金額に相当する年額保険料等から既経過期間に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

⑧ 保険契約者が保険契約を解除した場合	年額保険料等から既経過期間に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払込保険料がある場合には、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
---------------------	---

別表 短期料率表

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

### 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

### 初回保険料の口座振替に関する特約

略称 初回保険料  
口座振替

### 第1条（特約の適用）

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次に定める保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料

② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料

(2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

① 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に、保険契約締結の時に設定されていること。

② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の

前月末日までになされていること。

### 第2条（初回保険料の払込み）

(1) 初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

### 第3条（初回保険料払込み前の事故）

(1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末（以下「払込期限」といいます。）までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が払込期限までに初回保険料を払い込んだ場合には、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特約等に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) (2)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前の事故による損害、利益損失または営業継続費用に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

### 第4条（解除—初回保険料不払の場合）

(1) 当会社は、払込期限を経過した後も、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 分割払契約の第2回保険料の 払込期日猶予に関する特約

略称 分割猶予

### 第1条（特約の適用）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約または長期保険保険料分割払特約が適用されており、かつ、分割保険料の払込方法が口座振替による場合にかぎり適用されます。ただし、保険料分割払特約にこの特約を適用する場合は、年額保険料を10回、11回または12回、長期保険保険料分割払特約にこの特約を適用する場合は、契約年度1年分の保険料を10回、11回または12回に分割して支払うときに限ります。

### 第2条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、この特約により、保険契約者が第2回分割保険料（この保険契約に長期保険保険料分割払特約が適用されている場合には、保険契約を締結した最初の年度における第2回分割保険料をいいます。以下同様とします。）について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までにその分割保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割保険料（この保険契約に長期保険保険料分割払特約が適用されている場合は、保険契約を締結した最初の年度における第3回分割保険料をいいます。）の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの保険契約に適用されている保険料分割払特約または長期保険保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が預金不足等保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款の規定を準用します。

## テロ危険不担保特約

略称 テロ危険不担保

(1) 当会社は、普通保険約款および他の特約の規定にかかわらず、この特約に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。なお、この特約において

損害とは、損失、費用または傷害を含みます。

- ①テロ行為
  - ②テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為
- (2) (1)のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。

## 重大事由解除変更特約

この特約は、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う特約（以下「賠償特約」といいます。）に自動的に付帯して適用されます。

### 第1条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、被保険者が、次の規定（以下「反社会的勢力等の定義」といいます。）のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される賠償特約（次の普通保険約款の被保険者が反社会的勢力等の定義のいずれかに該当する場合を除き、この特約が付帯される賠償特約の被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。）を解除することができます。
- ①火災保険普通保険約款（一般物件用）第18条（重大事由による解除）(1) ③ア. からオ. まで
  - ②火災保険普通保険約款（工場物件用）第18条（重大事由による解除）(1) ③ア. からオ. まで
  - ③火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第18条（重大事由による解除）(1) ③ア. からオ. まで
  - ④火災保険普通保険約款（森林火災保険用）第18条（重大事由による解除）(1) ③ア. からオ. まで
  - ⑤店舗総合保険普通保険約款第26条（重大事由による解除）(1) ③ア. からオ. まで
  - ⑥企業財産包括保険普通保険約款第26条（重大事由による解除）(1) ③ア. からオ. まで
- (2) 次の規定による解除（以下「普通保険約款の重大事由による解除」といいます。）または(1)の規定による解除が損害の発生した



後になされた場合であっても、その解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、この特約が付帯される賠償特約の保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

- ①火災保険普通保険約款（一般物件用）第18条（重大事由による解除）（1）
  - ②火災保険普通保険約款（工場物件用）第18条（重大事由による解除）（1）
  - ③火災保険普通保険約款（倉庫物件用）第18条（重大事由による解除）（1）
  - ④火災保険普通保険約款（森林火災保険用）第18条（重大事由による解除）（1）
  - ⑤店舗総合保険普通保険約款第26条（重大事由による解除）（1）
  - ⑥企業財産包括保険普通保険約款第26条（重大事由による解除）（1）
- (3) (1) または普通保険約款の重大事由による解除の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、次のいずれかに該当する損害については適用しません。
- ①反社会的勢力等の定義のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - ②反社会的勢力等の定義のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害（(2)の規定が適用されない場合に修理費用担保特約に規定する修理費用保険金として支払われるべき修理費用を除きます。）

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

### 共同保険に関する特約

今般ご送付した保険証券が共同保険契約によるものである場合には、この特約が適用されます。

## 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

## 第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

## 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

## 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

### 代位求償権限定行使特約

この特約は、企業財産包括保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に自動的に付帯されます。

## 第1条（代位求償を行わない場合）

(1) 普通約款第39条（代位）（1）の規定により、

当会社に移転した債権のうち、被保険者がこの保険契約の保険期間中に設立した子会社（会社法（平成17年法律第86号）に定める子会社をいいます。）（以下「新設子会社」といいます。）に対する債権については、これを行使しないものとします。ただし、新設子会社の理事、取締役またはその業務を執行するその他の機関の故意または重大な過失によって生じた損害等に対し保険金を支払った場合は、当会社は、その権利を行使することができます。

- (2) (1) の規定は、新設子会社の設立時から1年を経過した日よりも後に発生した事故によって生じた損害等に対しては、適用しません。

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 作業の内容または使用もしくは収容される危険品に変更があった場合の通知について

ご契約時にお渡ししている重要事項説明書の中で、「通知義務」についてご説明しています。その項目において、「建物または屋外設備・装置内で行われる作業の内容、規模またはその作業に使用する危険品の種類」および「貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容される危険品の種類」を各種目共通の通知事項として記載していますが、これらの事項について、弊社に通知いただく必要がある場合は、具体的には次のとおりです。

1. 保険証券記載の建物または屋外設備・装置内で行われる作業の内容またはその作業に使用する危険品の全部もしくは一部に変更があった場合(休止中の作業を開始したときを含みます。)。この規定は、工業上の作業を行う建物および屋外設備・装置ならびに次の用途に使用される建物および屋外設備・装置を保険の対象とする場合に適用されます。

- ・動力室
- ・開梱場、荷造場（同一敷地内で工業上の作業と一貫して行われる開梱、荷造等の作業を行う場合）
- ・研究室、実験室、分析室、検査室
- ・パイロットプラント（試験工場）
- ・洗浄場（同一敷地内で使用されるびん、かん、その他の容器、機械、器具、工具等の洗浄を行う場合）

2. 貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容される危険品の種類に変更があった場合。この規定は、貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ（付属上屋および地下タンク室を含みます。）もしくはこれらの物件の収容動産または野積の動産を保険の対象とする契約において、これらの動産について適用されます。詳細は次のとおりです。

- ・普通品のみを納置する場合で、この契約の期間中、危険品級別表のA級、B級または特別危険品を納置したときは、当会社にその旨を通知して下さい。
- ・A級危険品を納置する場合で、この契約の期間中、危険品級別表のB級または特別危険品を納置したときは、当会社にその旨を通知して下さい。
- ・B級危険品を納置する場合で、この契約の期間中、危険品級別表の特別危険品を納置したときは、当会社にその旨を通知して下さい。

危険品級別表  
表1

分類	級別	A級危険品
引火性液体 常温、常圧において液状を示す物質でタグ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの		弱引火性液体 1) 引火点70℃以上200℃未満の液体 2) 引火点200℃以上250℃未満の動植物油類 (1) 鉱物油類：重油3種、潤滑油等 (2) 化学品：アニリン、ドデカン等 (3) 混合物：印刷用インキ、油性塗料等 (4) 動植物油類：はっか油、芳油等
引火性固体 常圧、40℃以下において固体の物質でセタ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの		弱引火性固体 1) 引火点100℃未満の固体 2) 引火点100℃以上で発熱量34KJ/g以上の固体 (1) 鉱物油類：アスファルト、鉱ろう等 (2) 化学品：ステアリン酸、エイコサン等 (3) 動植物油類：ラノリン、松脂、牛脂等
酸化性固体 物質内に酸素を有する無機不燃性固体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し、時に爆発するもの		酸化性固体 加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が強く可燃物と接触、または混合すると発火し急速な燃焼を起こす固体 硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、過硫酸カリウム等
易燃性固体 比較的低温で着火し易く燃焼速度が大きい有機固体、水と接触し水素を発生する金属類及び高発熱量で燃焼しやすい合成樹脂類等		低易燃性固体 着火性の低い有機可燃固体であるが一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消せない固体 (1) 繊維・紙類：鉄帯（線）締め綿花、麻類等 (2) 粉末類：炭素粉末、ポリエチレン粉末等 (3) その他：フォームスチレン等

表2

分類	級別	B級危険品
ガス 常温、常圧においてガス状を示す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれかの性質を有するもの		<p>支燃性／酸化性／弱燃性ガス</p> <p>可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス</p> <p>塩素、酸素、フッ素等</p>
引火性液体 表1のとおり		<p>中引火性液体</p> <p>引火点21℃以上70℃未満の液体</p> <p>(1) 鉱物油類：重油1種・2種、灯油、軽油等 (2) 化学品：デカン、クメン、ステレン等 (3) 混合物：ワニス、エナメル、シンナー等 (4) 動植物油類：テレピン油、ショウノウ油、レモン油等</p>
酸化性液体 物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの		<p>強酸化性液体</p> <p>可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急速な分解・発熱を起こし易い不安定な液体</p> <p>濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸等</p>
酸化性固体 表1のとおり		<p>強酸化性固体</p> <p>加熱・衝撃に敏感で分解のおそれがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体</p> <p>硝酸バリウム、硝酸マンガン等</p>
発火性・禁水性物質 空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体		<p>発火性・禁水性物質</p> <p>自己の還元力による自然発火の可能性は低い、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質</p> <p>水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン等</p>

<p>爆発性物質</p> <p>物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急激に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体</p> <p>易燃性固体 表1のとおり</p>	<p>反応性物質</p> <p>自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くはないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を起こす物質</p> <p>緩燃導火線等</p>
	<p>中易燃性固体</p> <p>水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発熱量とも高く、着火すると消火が困難になる固体</p> <p>(1) 繊維・紙類：綿花、ぼろ、屑物類、油紙、油布等 (2) 金属粉末：亜鉛粉末、鉄粉末、マンガン粉末等</p>

表3

分類	級別	特別危険品
ガス 表2のとおり		<p>可燃性ガス</p> <p>それ自身が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス</p> <p>アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素等</p>
引火性液体 表1のとおり		<p>強引火性液体</p> <p>引火点21℃未満の液体</p> <p>(1) 鉱物油類：ガソリン、ナフサ、原油等 (2) 化学品：アセトン、シクロペンタン等 (3) 混合物：ラッカー、合成樹脂塗料等</p>
酸化性固体 表1のとおり		<p>激酸化性固体</p> <p>加熱・衝撃に敏感で発火のおそれがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易くなる固体</p> <p>塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム等</p>



発火性・禁水性物質 表2のとおり	強発火性・禁水性物質 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           自然発火の可能性がある、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質         </div> (1)活性金属：リチウム、ナトリウム、カリウム等 (2)カーバイド：炭化アルミニウム、炭化カルシウム等 (3)その他：水素化アルミニウム、リン化ナトリウム等
爆発性物質 表2のとおり	高反応性物質 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質         </div> (1)火薬類：黒色火薬、ダイナマイト、カーリット等 (2)化学品：過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸等 (3)その他：セルロイド等
易燃性固体 表1のとおり	高易燃性固体 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固体         </div> (1)金属粉末：アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ジルコニウム粉末等 (2)その他：硫黄、赤リン等

(注) 本表記載の物質名は例示です。したがって、本表以外の物質の危険品級別については当会社の定める危険品級別表に基づき判定されます。

— MEMO—

— MEMO—

— MEMO—



— MEMO—

— MEMO—

— MEMO—







TOKIO MARINE  
NICHIDO

保険料を払い込みいただいた際には、特定の特約をご契約いただいた場合を除き、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050 TEL.03-3212-6211（代表）  
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

札幌中央支店	TEL.011-271-7348	西東京支店	TEL.042-523-3215	神戸支店	TEL.078-333-7200	高知支店	TEL.088-823-1535
北海道支店	TEL.011-271-7442	横浜中央支店	TEL.045-224-3500	神戸中央支店	TEL.078-333-7112	福岡中央支店	TEL.092-281-8305
札幌支店	TEL.011-271-8730	神奈川支店	TEL.045-224-3510	姫路支店	TEL.079-282-5380	福岡支店	TEL.092-281-8271
旭川支店	TEL.0166-23-0501	横浜支店	TEL.045-224-3630	山陰支店	TEL.0852-25-1770	北九州支店	TEL.093-521-3031
青森支店	TEL.017-775-1550	新潟支店	TEL.025-241-3341	岡山支店	TEL.086-227-2311	佐賀支店	TEL.0952-23-1711
盛岡支店	TEL.019-654-8111	山梨支店	TEL.055-237-7680	広島支店	TEL.082-511-9065	熊本支店	TEL.096-823-0010
仙台支店	TEL.022-225-6315	長野支店	TEL.026-224-0301	中国支店	TEL.082-511-9236	熊本支店	TEL.096-372-6111
秋田支店	TEL.018-832-9171	富山支店	TEL.076-433-1560	山口支店	TEL.083-974-1880	大分支店	TEL.097-536-2207
山形支店	TEL.023-632-3636	金沢支店	TEL.076-233-6633	徳島支店	TEL.088-626-2960	宮崎支店	TEL.0985-23-3166
福島支店	TEL.024-934-8711	福井支店	TEL.0776-36-2012	高松支店	TEL.087-822-6001	鹿児島支店	TEL.099-223-6390
茨城支店	TEL.029-233-9200	岐阜支店	TEL.058-264-4170	愛媛支店	TEL.089-915-0123	沖縄支店	TEL.098-867-7710
栃木支店	TEL.028-600-7121	静岡支店	TEL.054-254-0019				
群馬支店	TEL.027-235-7711	浜松支店	TEL.053-454-7771				
埼玉支店	TEL.049-247-1210	三河支店	TEL.0532-32-8313				
埼玉中央支店	TEL.048-650-8321	愛知北支店	TEL.052-588-8210				
千葉支店	TEL.049-299-5360	愛知南支店	TEL.052-201-9201				
千葉支店	TEL.047-411-1111	三重支店	TEL.059-354-0581				
東京中央支店	TEL.03-5781-6516	京都支店	TEL.075-241-1254				
東京新都心支店	TEL.03-3375-8113	滋賀支店	TEL.077-522-1465				
北東京支店	TEL.03-5985-0740	大阪北支店	TEL.06-4790-6466				
東東京支店	TEL.03-5836-1210	大阪南支店	TEL.06-6212-3796				
		奈良支店	TEL.0742-35-8500				
		和歌山支店	TEL.073-431-1109				

上記のほか全国主要都市に支社があります。

お問い合わせ先